

Olympic Charter

オリンピック憲章

2000 年版

(財) 日本オリンピック委員会

オリンピック憲章

国際オリンピック委員会

1999年12月12日から効力を有する

目次

根本原則 8

第1章 オリンピック・ムーブメント 10

- 1 最高機関 10
- 2 IOC（国際オリンピック委員会）の役割 10
- 3 オリンピック・ムーブメントへの帰属 11
- 4 IOCによる承認 12
- 5 IOCによる後援 13
- 6 IF（国際競技連盟）およびNOC（国内オリンピック委員会）との定期的協議 14
- 7 オリンピック・ kongress 14
- 8 オリンピック・ソリダリティー* 14
- 9 オリンピック競技大会 15
- 10 オリンピアード 16
- 11 オリンピック競技大会に関する権利 16
- 12 オリンピック・シンボル* 17
- 13 オリンピック旗* 17
- 14 オリンピック・モットー* 17
- 15 オリンピック・エンブレム* 18
- 16 オリンピック讃歌* 18
- 17 オリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌に対する権利* 18
- 18 オリンピック聖火とトーチ 23

第2章 国際オリンピック委員会 24

- 19 法的地位 24
- 20 委員 24
 - 1 選出 24
 - 2 義務 25
 - 3 委員の資格停止（辞任・退任・除名） 26
 - 4 名誉委員 - 荣誉委員 28
 - 5 委員リスト 28

21	組織	35
22	総会	36
23	理事会	36
1	構成	36
2	選出	36
3	任期	37
4	任期の更新	37
5	欠員	37
6	権限及び義務	38
24	会長	39
25	IOC 倫理委員会・処分及び制裁措置	40
26	議事手続き	42
1	通常の手続き	42
2	緊急の場合の手続き	44
27	言語	45
28	IOC の財源	45

第 3 章 国際競技連盟 (IF) 46

29	IF の承認	46
30	IF の役割	46

第 4 章 国内オリンピック委員会 48

31	NOC (国内オリンピック委員会) の使命と役割 *	48
32	構成 *	50
33	国内競技連盟	55
34	国および NOC の名称	55
35	旗、エンブレム、歌	55

第 5 章	オリンピック競技大会	56
I	オリンピック競技大会の組織と運営	56
36	オリンピック競技大会の開催 *	56
37	開催都市の選定 *	56
38	オリンピック競技大会の開催地	59
39	組織委員会	60
40	責任	60
41	NOC と OCOG との連絡 *	61
1	アタッシェ (連絡員)	61
2	選手団長	61
3	調整委員会	62
42	オリンピック村 *	64
43	オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を統轄する IF のための施設	65
44	文化プログラム *	65
I I	オリンピック競技大会への参加	66
45	参加資格規程 *	66
46	競技者の国籍 *	67
47	年齢制限	68
48	医事規程 *	68
49	エントリー (参加登録) *	69
50	オリンピック憲章違反	72
I I I	オリンピック競技大会のプログラム	72
51	オリンピック競技	72
1	オリンピックアード競技大会	72
2	オリンピック冬季競技大会	74
52	競技プログラム、競技、種別、種目の追加	74
1	オリンピック競技大会のプログラムに含まれるオリンピック競技	74
2	種別	75

- 3 種目 75
- 4 競技、種別、種目を加えるための承認基準 76
- 5 IF のオリンピック競技大会への参加確認 76
- 6 種別または種目の例外的な追加 76
- 7 競技、種別、種目の承認または除外に関する権限 76
- 53 オリンピック競技大会のプログラム 77
- 54 IF が主催する予選会 77
- 55 OCOG が主催するプレ・オリンピック大会 77
- 56 オリンピック競技大会への参加* 78
- 57 技術的な準備* 78
- 58 国際コース・キャンプ 83
- 59 オリンピック競技大会を報道するメディア* 83
- 60 出版物* 84
- 61 宣伝と広告* 85
- 62 音楽作品* 88
- 63 オリンピック競技大会前の OCOG による商業広告 89

IV プロトコール 89

- 64 招待状* 89
- 65 オリンピック ID 兼資格認定カード 90
- 66 オリンピック ID 兼資格認定カードに付属する権利 91
- 67 オリンピック旗の使用 91
- 68 オリンピック聖火の使用 91
- 69 開会式及び閉会式* 92
- 70 表彰式・メダルと賞状の授与* 96
- 71 入賞者名簿 99
- 72 プロトコール 99
- 73 式典のプログラム 100
- 74 仲裁 100

* 印のついたルールは細則で補足されている。

改訂前のオリンピック憲章（1999年6月17日有効）以降、承認され、第110回IOC総会（ローザンヌ、1999年12月11・12日）によって採択された改正条項は以下の通り：規則9第1項、規則11、規則20とその付属細則、規則23、規則24第1項、規則25第2.1.1、規則26第1項、規則29、規則31第3項、規則32第1.1項、規則37とその付属細則、規則52第1.1.3項及び第1.1.4項、規則69付属細則第1.12項。

注：

オリンピック憲章においては、特に異なる但し書きがないかぎり、なんらかの形で実在している人物（例えば、委員、指導者、役員、団長、参加者、競技者、選手、ジャッジ、レフェリー、ジュリー、アタッシェ、候補者、職員などの名称あるいは彼は、彼らは、彼らを等の人称代名詞）に関して使用されている男性名詞には、女性が含まれていると解釈するものとする。

根本原則

- 1 近代オリンピックの生みの親はピエール・ド・クーベルタンであり、1894年6月にその主導により、パリ国際アスレチック・コンGRESが開催された。国際オリンピック委員会（IOC）が設立されたのは1894年6月23日であった。1994年8月の第12回総会はオリンピック百周年に当たり、「Congress of Unity」をテーマにパリで開催された。
- 2 オリンピズムは、肉体と意志と知性の資質を高揚させ、均衡のとれた全人のなかにこれを結合させることを目指す人生哲学である。文化や教育とスポーツを一体にするオリンピズムが求めるのは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などをもとにした生き方の創造である。
- 3 オリンピズムの目標は、人間の尊厳を保つことに重きを置く平和な社会の確立を奨励することを視野に入れ、あらゆる場でスポーツを人間の調和のとれた発育に役立てることにある。この趣意において、オリンピック・ムーブメントは単独又は他組織の協力により、その行使し得る手段の範囲内で平和を推進する活動に従事する。
- 4 IOCが率いるオリンピック・ムーブメントは、近代オリンピックにその端を発している。
- 5 最高機関であるIOCのもとで、オリンピック・ムーブメントは、オリンピック憲章によって導かれることに同意した各種組織、選手、その他の人達を統括する。オリンピック・ムーブメントに帰属するための基準はIOCによる承認である。スポーツの組織及び管理は、IOCが承認する独立したスポーツ団体により監督されなければならない。

- 6 オリンピック・ムーブメントの目的は、いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しあうオリンピック精神に基づいて行なわれるスポーツを通して青少年を教育することにより、平和でよりよい世界をつくることに貢献することにある。
- 7 オリンピック・ムーブメントの活動は、結び合う 5 つの輪に象徴される通り、普遍かつ恒久であり、五大陸にまたがるものである。その頂点に立つのが世界中の競技者を一堂に集めて開催される偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会である。
- 8 スポーツを行なうことは人権の一つである。各自の要求に応じてスポーツを行う機会が必要である。
- 9 オリンピック憲章は、IOC が採択した基本原則、規則及び細則を成文化したものであり、オリンピック・ムーブメントの組織及び運営を統括し、オリンピック競技大会開催のための諸条件を規定するものである。

第I章

オリンピック・ムーブメント

1 最高機関

- 1 IOCは、オリンピック・ムーブメントの最高機関である。
- 2 いかなる資格においてもオリンピック・ムーブメントに帰属する個人もしくは団体は、オリンピック憲章の規定の拘束を受け、IOCの決定に従わなければならない。

2 IOCの役割

IOCの役割は、オリンピック憲章に従い、率先して『オリンピズム』を普及させることにある。この目的のために、IOCは：

- 1 競技及び競技大会の調整、組織、育成を奨励し、国際及び国内スポーツ団体と連携してオリンピック・ムーブメントの統一強化を目的する措置の推進並びに適用を実現する。
- 2 法的資格のある公共機関や民間の機関、政府当局と協力して、スポーツを人類のために役立てるよう努力する。
- 3 オリンピック競技大会が確実に定期的を開催されるようにする。
- 4 平和を推進する活動に参加し、オリンピック・ムーブメント所属員の権利を守るために行動し、オリンピック・ムーブメントの妨げとなるあらゆる差別と闘う。
- 5 適切な手段により、あらゆる階層及び組織において女性のスポーツ振興を強く奨励する。とりわけ国内並びに国際スポーツ団体の執行部においてこれを推進し、男女平等の原則の完全実施を目指す。
- 6 スポーツ倫理の普及を支援し、奨励する。

- 7 スポーツの場ではフェア・プレーの精神が勝ち、暴力が禁止されることを確実にするため努力を傾注する。
- 8 スポーツにおけるドーピングと率先して闘い、麻薬に対する国際的戦闘に参加する。
- 9 競技者の健康を危険にさらすことのないよう、その防止を目的とした手段を講じる。
- 10 スポーツや競技者が、いかなるかたちにおいても、政治的あるいは商業主義的に悪用されることに反対する。
- 11 スポーツ組織及び政府当局に、スポーツ選手の将来の社会的かつ職業的安定の保障に最大限努力するよう働きかける。
- 12 「スポーツ・フォア・オール」の発展にも寄与するのが競技レベルの高いスポーツであり、そのまた基礎の一部である「スポーツ・フォア・オール」の育成を促進する。
- 13 環境問題への責任ある関心を示すという条件のもとでオリンピック競技大会が開催されるよう配慮するとともに、オリンピック・ムーブメントが環境問題に責任ある関心を表明することを促進し、そうした関心を活動に反映させ、またオリンピック・ムーブメントに携わる全ての人々に持続可能な開発の重要性に対する関心を喚起する。
- 14 国際オリンピック・アカデミー（IOA）を支援する。
- 15 オリンピック教育に専念するその他の機関を支援する。

3 オリンピック・ムーブメントへの帰属

- 1 オリンピック・ムーブメントには、IOC のほか、国際競技連盟（IF）、国内オリンピック委員会（NOC）、オリンピック競技大会組織委員会（OCOG）、国内競技団体、クラブ並びに、選手を始めとする個人が含まれる。個人には、その権益がオリンピック・ムーブメントの活動の基本的要素となる選手のみならず、審判／レフェリー、コーチその他のスポーツ技術者も含まれる。オリンピック・ムーブメントはまた IOC が承認した上記以外の団体や機関も包含する。

- 2 人種、宗教、政治、性別、その他に基づく、国もしくは個人に対するいかなるかたちの差別は、オリンピック・ムーブメントへの帰属とは相入れないものである。

4 IOC による承認

- 1 オリンピック・ムーブメントを世界に普及させるために、IOC は、IOC の役割と結びつく活動をしている組織を、NOC として承認することができる。このような組織は、可能な場合は、自国で法人格を取得すべきである。また、このような組織は、オリンピック憲章に従って設立されたものでなければならず、IOC がその規約を承認したものでなければならない。

- 2 IOC は、大陸もしくは世界規模で組織された下記のような NOC の連合を承認することができる。

- ・国内オリンピック委員会連合（ANOC）
- ・アフリカ国内オリンピック委員会連合（ANOCA）
- ・アジア・オリンピック評議会（OCA）
- ・パン・アメリカン・スポーツ機構（PASO）
- ・オセアニア国内オリンピック委員会連合（ONOC）
- ・ヨーロッパ国内オリンピック委員会連合（EOC）

但し、承認は、当該組織の規約が、オリンピック憲章に従ったものであり、IOC によって了承された場合に限る。

- 3 IOC は、規則 29 に規定の条件に従って、IF を承認することができる。加えて、IOC は、下記のような IF の連合組織を承認することもできる。
- ・ オリンピック夏季大会競技団体連合 (ASOIF)
 - ・ オリンピック冬季大会競技団体連合 (AIWF)
 - ・ IOC 承認国際競技団体連合 (ARISF)
 - ・ 国際競技団体連合 (GAISF)
- 4 IF の連合の承認、もしくは NOC の連合の承認は、各 IF もしくは各 NOC が IOC に直接係わる (又はその逆の) 権利に、いかなる影響を及ぼすことではない。
- 5 スポーツに関係する非政府組織で、国際的なレベルで活動をしており、その規約及び活動がオリンピック憲章に従っている団体を、IOC は承認することができる。
- 6 IOC は、IF、NOC、その他の団体及び組織に対して、自らが与えた承認を即座に取り消すことができる。

5 IOC による後援

- 1 IOC は、IOC が適切であるとみなす期間や参加条件に基づいて、地域、大陸、もしくは世界規模で開催される国際的な総合競技大会を後援することができる。但し、それらの競技大会は IOC が承認した NOC の連合、もしくは NOC の管理のもとに、オリンピック憲章を遵守して開催されるものであり、当該 IF の後援を得て、当該 IF の技術的な規程に従って開催されるものであることを条件とする。
- 2 さらに IOC 理事会は、その他の行事にも IOC の後援名義を与えることができる。但し、それらの行事は、オリンピック・ムーブメントの目的に一致する場合に限る。

6 IF 及び NOC との定期的協議

IOC 理事会は、少なくとも 2 年に 1 度は、IF や NOC と定期的に会議を開催する。IOC 会長がこのような会合の議長を務め、関係機関と協議の上、議事手続き及び協議事項を決定する。

7 オリンピック・ kongress

1 IOC は、原則として 8 年に 1 度、IOC の決定に基づいて IOC 会長がオリンピック・kongressを召集する。開催地及び開催日の決定は IOC が行う。IOC 会長は議長を務め、議事手続きを決める。オリンピック・kongressは、諮問機関的性格をもつものである。

2 オリンピック・kongressは、下記のメンバーで構成される：

IOC の委員及び名誉委員、各国際競技連盟（IF）、各国内オリンピック委員会（NOC）及び、IOC が承認した各団体の代表。加えて個人の資格において、もしくは所属団体を代表して招待される選手及び個人。

3 オリンピック・kongressの議題は IF 及び NOC と協議の上、IOC 理事会が決定する。

8 オリンピック・ソリダリティー*

1 オリンピック・ソリダリティーの目的は、IOC が承認した NOC、特に最大の援助を必要とする NOC、への援助を組織することにある。この援助は、必要に応じて IF の技術的な支援を加え、IOC と NOC が共同で作成するプログラムの形を取る。

2 このような全てのプログラムは、IOC 会長を議長とするオリンピック・ソリダリティー委員会が管理・執行する。

規則 8 付属細則

オリンピック・ソリダリティーが作成するプログラムの目的は、下記に対して寄与することにある。

- 1 オリンピック・ムーブメントの基本原則の普及。
- 2 選手やコーチに専門的・技術的なスポーツの知識を取得させる。
- 3 奨学金（制度）を通して、選手やコーチの専門的な技術水準を向上させる。
- 4 スポーツ行政執行者の育成。
- 5 さまざまな IOC 委員会及び同様な目的を、オリンピック教育やスポーツの普及を通して追求している団体や組織との協力。
- 6 必要に応じて、国内又は国際団体との協力で、簡便、機能的、経済的なスポーツ施設を作る。
- 7 NOC の権限又は後援のもとで開催する国内、地域、大陸規模の競技大会の組織を支援する。
- 8 NOC 間の二国間又は多国間の協力プログラムを奨励する。
- 9 スポーツを公式な開発援助に含めるよう政府や国際機関に働きかける。

9 オリンピック競技大会

- 1 オリンピック競技大会は、個人種目もしくは団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。オリンピック競技大会は、そのために当該 NOC から指名を受け、IOC がその参加を認めた選手たちが一堂に会し、当該 IF の技術的指導に従い競技の成績によって競争する大会である。

- 2 オリンピック競技大会に関するあらゆる問題についての最終的権限は IOC にある。
- 3 オリンピック競技大会は、オリンピック競技大会とオリンピック冬季競技大会で構成される。両大会は、下記第 4 項の規定に従って、それぞれ 4 年に 1 度開催するものとする。
- 4 第 1 回のオリンピック冬季競技大会は 1924 年に開催された。この年から始まって、開催順に回数がつけられているが、第 17 回オリンピック冬季競技大会は 1994 年に開催された。雪や氷の上で実施される競技は、冬季競技と見なす。

10 オリンピアド

- 1 「オリンピックアド」とは、連続する 4 年間を意味する。各オリンピックアドはそれぞれの「オリンピックアド競技大会」の開幕で始まり、その次のオリンピックアド競技大会の開幕とともに終了する。
- 2 オリンピアド競技大会が開催されない場合には、そのオリンピックアドは、前回のオリンピックアドの開始の 4 年後から始まる。
- 3 オリンピアドは、近代になって 1896 年にアテネで開催された第 1 回オリンピック競技大会（オリンピックアド競技大会）から連続して順に回数がつけられている。

11 オリンピック競技大会に関する権利

オリンピック競技大会は、IOC 占有の所有物であり、IOC はオリンピック競技大会に関する全ての権利と関連資料（データ）を所有する。特に、オリンピック競技大会の関連資料について、いかなる現存する又は将来開発される手段あるいは仕組みによる組織、宣伝、放送、記録、上演、再生、閲覧、流布に関する権利は、無制限に所有する。オリンピック競技大会、あるいはオリンピック競技大会で行われる競争、競技の実施に関するデータの閲覧条件や使用条件は、IOC が決定するものとする。

オリンピック競技大会の開催から得られた全ての利益は、オリンピック・ムーブメント及びスポーツの発展のために使用するものとする。

12 オリンピック・シンボル*

- 1 オリンピック・シンボルは、単色又は多色で描かれた 5 輪のオリンピック・リングだけを使って構成される。
- 2 5 輪の色彩は、青、黄、黒、緑、赤の 5 色でなければならない。5 つのリングは、左から右へ、青、黒、赤を上段に、黄及び緑を下段にリングの 1 部を重ねて組みあわせる。
下記の通り、IOC 本部に保管されている公式デザインによると、全体はきちんとした台形に近い形をなし、小さいほうの辺が下にくることになっている。
- 3 オリンピック・シンボルは 5 つの大陸の結合を現し、オリンピック競技大会に、全世界から選手が集まることを象徴している。

13 オリンピック旗*

オリンピック旗は、白地で縁なしとする。旗の中央には 5 色のオリンピック・シンボルが描かれ、そのデザイン及び大きさは、1914 年のパリ・コンGRESでピエール・ド・クーベルタン男爵が紹介した旗のデザイン及び大きさとする。

14 オリンピック・モットー*

「より速く、より高く、より強く（原文：Citius・Altius・Fortius）」というオリンピック・モットーは、IOC からオリンピック・ムーブメントに所属する全ての者への、オリンピック精神に基づいて卓越することを呼びかけるメッセージである。

15 オリンピック・エンブレム*

- 1 オリンピック・エンブレムとは、オリンピック・リングと、他の特徴を表す要素を結び付けた統合デザインをいう。
- 2 いかなるオリンピック・エンブレムも、そのデザインについては IOC 理事会に提出し、その承認は、エンブレムのいかなる使用の必須条件である。

16 オリンピック讃歌*

オリンピック讃歌は、東京で 1958 年に開催された第 55 回 IOC 総会で IOC が承認した讃歌をいう。その総譜は、IOC 本部に保管されている。

17 オリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌に関する権利*

オリンピック・シンボル、オリンピック旗、オリンピック・モットー、及びオリンピック讃歌に伴う権利は、全て、IOC の独占所有物である。

規則 12、13、14、15、16、17 に付属細則

1

- 1.1 IOC は、国内的にも、国際的にも、オリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌の法的保護を得るためにあらゆる適切な手段を講じることができる。
- 1.2 国内法もしくは商標登録が、オリンピック・シンボルの保護を NOC に与えるようなことがあっても、当該 NOC が、その結果として発生する諸権利を行使できるのは IOC 理事会の指示に従った場合に限る。

- 2 各 NOC は、規則 12、13、14、15、16、17、及び、各細則を自国内で遵守することにおいて、IOC に対して負うものとする。各 NOC は、これらの規則もしくはその細則に反するようなオリンピック・シンボル、旗、もしくは讃歌のいかなる使用をも禁止する処置を講じるべきである。各 NOC は、また、IOC の利益のために、「オリンピック」及び「オリンピアド」という名称が保護されるよう真摯な努力をすべきである。
- 3 各 NOC は、オリンピック・シンボル、旗、モットー、もしくは讃歌の上記に記載したような保護を得るためや、このような事柄において第三者との間に発生したなんらかの意見の相違を解決するために、いかなる場合においても IOC の助力を求めることができる。
- 4 NOC は、自らの非営利活動の枠内においてのみオリンピック・シンボル、旗、モットー、及び讃歌を使用することができる。但し、このような使用は、オリンピック・ムーブメントの発展に貢献するもので、その尊厳を損なわないことに加え、当該 NOC が事前に IOC 理事会の承認を得た場合に限る。
- 5 IOC は、当該国の NOC の協力のもと、当該国の所割官庁が IOC と協議をして発行する郵便切手に、オリンピック・シンボルを使用することを奨励する。その趣旨で、IOC は IOC 理事会が提示する条件に従い、オリンピック・シンボルの使用を許可することができる。
- 6 IOC は、自らの裁量に基づいて、自由にこれを使用することができる 1 個ないし数個のオリンピック・エンブレムを創作することができる。
- 7
 - 7.1 各 NOC もしくは各 OCOG は、1 つのオリンピック・エンブレムを創作することができる。
 - 7.2 このようなエンブレムが、オリンピック・シンボルもしくは他のオリンピック・エンブレムと混同する危険性がないと判断した場合に、IOC 理事会はそのオリンピック・エンブレムのデザインを認めることができる。

- 7.3 オリンピック・エンブレムに含まれるオリンピック・シンボルが占める面積は、エンブレムの総面積の 3 分の 1 を超えないものとする。さらに、オリンピック・エンブレムに含まれるオリンピック・シンボルは、完全な形で表さなければならない。いかなる形でも変更されてはならない。
- 7.4 上記に加えて、各 NOC のオリンピック・エンブレムは、下記の条件を満たさなければならない：
- 7.4.1 エンブレムは、当該 NOC の国に関連があるとはっきりわかるようにデザインされなければならない。
- 7.4.2 エンブレムの特徴を表す要素は、当該 NOC の国の名前又はその省略形だけに限られてはならない。
- 7.4.3 エンブレムの特徴を表す要素では、オリンピック競技大会、もしくは特定の日や行事に言及してはならない。時期の限定を招く結果になるからである。
- 7.4.4 エンブレムの特徴を表す要素には、その性格において、普遍的又は国際的であるような印象を与えるモットー、名称その他の一般的な表現を含めてはならない。
- 7.5 上記、7.1、7.2、7.3 の項目に含まれている規定に加えて、各 OCOG のオリンピック・エンブレムは、下記の条件も満たさなければならない：
- 7.5.1 当該 OCOG が組織するオリンピック競技大会に関連したものであることがはっきりとわかるようエンブレムがデザインされなければならない。
- 7.5.2 エンブレムの特徴を表す要素は、当該 OCOG の国の名前又はその省略形だけに限られてはならない。

7.5.3 エンブレムの特徴を表す要素には、その性格において、普遍的又は国際的であるような印象を与えるようなモットー、名称、その他の一般的な表現を含めてはならない。

7.6 上記規定が実施される前に IOC 理事会の承認を受けた全てのオリンピック・エンブレムは、有効とする。

7.7 各 NOC のオリンピック・エンブレムは、可能な限り、自国内で、当該 NOC によって、登録（すなわち、法的保護）可能でなければならない。NOC は、IOC 理事会によるエンブレムの承認後 6 ヶ月以内にこのような登録を行い、IOC に登録の証明書を提出しなければならない。当該 NOC が自らのオリンピック・エンブレムを保護するためにあらゆる可能な手段を講じなかったり、IOC にその保護策を報告することを怠った場合には、オリンピック・エンブレムについての IOC 理事会の承認は取り消される場合がある。同様に、OCOG は、それぞれのオリンピック・エンブレムを、上記通り自国及び IOC 理事会との協議で決定された他の諸国においてもまた、保護しなければならない。NOC 及び OCOG によって獲得されたいかなる保護も、IOC の不利になるかたちで現わすことはできない。

8 オリンピック・シンボル、旗、モットー、及び讃歌を、いかなる形でも宣伝広告、商業目的、もしくは営利目的に使用することは、厳格に、IOC のみはその権利を保有する。

9 宣伝広告、商業目的、営利目的での、オリンピック・エンブレムのいかなる使用は、下記条項 10 及び 11 の規定に従わなければならない。

10 直接もしくは第三者を通して、なんらかの宣伝広告、商業目的、もしくは営利目的のためにオリンピック・エンブレムの使用を希望する NOC もしくは OCOG は、この細則に従い、かつそのような第三者にも確実にこれを遵守させなければならない。

11 全ての契約もしくは協定には、OCOG が締結したものも含めて、当該 NOC の署名もしくは承認が必要であり、下記原則によって管理されるものとする：

11.1 NOC のオリンピック・エンブレムの使用は、当該 NOC の国内に限り有効とする。このようなエンブレム、及びその他のオリンピックに関連したシンボル、エンブレム、マーク、もしくは NOC の名称は、他の NOC の国内領域では、当該 NOC の承認を前もって書面で得ることなしにはいかなる宣伝広告、商業目的、もしくは営利目的のためにも使用してはならない。

11.2 同様に、OCOG のオリンピック・エンブレム及びその他のオリンピックに関連したシンボル、エンブレム、マーク、もしくは OCOG の名称は、他の NOC の国内領域では、当該 NOC の承認を前もって書面で得ることなしにはいかなる宣伝広告、商業目的、もしくは営利目的のためにも使用してはならない。

11.3 いかなる契約についても、OCOG が結ぶ契約の有効期間は、該当するオリンピック競技大会が開催された年の 12 月 31 日以後にまで延長されてはならない。

11.4 オリンピック・エンブレムの使用は、オリンピック・ムーブメントの発展に貢献し、また、その尊厳を損なわないものでなければならない。オリンピック・エンブレムと商品又はサービスのとの関連性がオリンピック憲章の根本原則又はそこに記された IOC の役割と矛盾する場合、それを禁止する。

11.5 IOC の要請があれば、NOC 又は OCOG は、自らが当事者として協定した契約書の写しを提出しなければならない。

12 IOC 又は IOC から許可された者は、当該 NOC の国内で下記条件が満たされていることを条件に、IOC のオリンピック・シンボル及びオリンピック・エンブレムを使用することができる：

12.1 全てのスポンサー契約、サプライヤー契約、及び下記、12.2 の条項で言及されているもの以外の全てのマーケティング関連事項に関して、その条件は、このような利用が当該 NOC の利益に重大な損害をもたらすことがないこと、及び、このような決定を IOC 理事会が当該 NOC と協議の上くだしたものであることとし、当該 NOC が係る利用から発生する正味売上高の一部を受け取ることとする。

12.2 全てのライセンス契約に関して、その条件は、当該 NOC が、このような利用から発生する売上高からこれに関する全ての税金と必要支出の全額を差し引いたあとの純利益の全額のうち半分を受けとることとする。尚、このような利用については、いかなる利用についても当該 NOC に対して前もって通告がなされるものとする。

IOC は独自の裁量で、オリンピック競技大会の放映権者に対し、オリンピック・シンボルや IOC 及び組織委員会のオリンピック・エンブレムを、オリンピック競技大会の放映の促進のために使用する権利を付与することができる。上記、第 12.1 節及び第 12.2 節の条項は、この許可に関して適用されない。

18 オリンピック聖火とオリンピック・トーチ

- 1 オリンピック聖火とは、IOC の権限の下にオリンピアで点火される火をいう。
- 2 オリンピック・トーチとは、その上でオリンピックの聖火が燃えるたいまつ、もしくはそのレプリカをいう。
- 3 オリンピック聖火、及びオリンピック・トーチの使用に関するいかなる種類の権利も全て IOC が所有する。

第 II 章

国際オリンピック委員会 (IOC)

19 法的地位

- 1 国際オリンピック委員会 (IOC) は、国際的な、非政府組織である、非営利団体であり、無期限の存続期間を有し、スイス連邦評議会の法令による承認を受けた法人の資格をもつ連合である。
- 2 IOC の法律上の住所は、スイスのローザンヌにおく。
- 3 IOC の使命は、オリンピック憲章に基いてオリンピック・ムーブメントを発展させることにある。
- 4 オリンピック憲章の規定に基づいてなされた IOC の決議は、最終決定である。IOC の決議の適用もしくは解釈に関する論争は、IOC 理事会及び、場合によって、スポーツのための仲裁裁判所 (CAS) での調停によってのみ解決されるものとする。

20 委員

- 1 IOC の構成・IOC 委員の採用、選出、入会資格、地位
 - 1.1 IOC の委員は全て自然人である。IOC の委員には、現役の選手、IF 及び NOC の会長または上級職にある人物が含まれる。本規則の付属細則の第 2.8 項の規定 (暫定的なもの) に従い、IOC 委員の総数は 115 名を超えてはならない。
 - 1.2 当該規則の付属細則に従い、IOC はその資格を持つと判断した人物の中から委員を選出する。
 - 1.3 IOC は、下記の宣誓を行うことによって、委員の義務を遂行することに同意するセレモニーにおいて彼らを委員として承認する：
「国際オリンピック委員会の一員となる名誉、及び国際オリンピック委員会を代表する名誉を与えられた私は、IOC の委員としての自分の責任を自覚し、力の及ぶ限り最善を尽くしてオリンピック・ムーブメントのために働くことを約束し、オリンピック憲章及び IOC の決議の全て - - これは、私の方から異論を

唱える対象となるものではないと私は考えます - - を尊重し、また尊重させることを確約し、倫理規定に従い、いかなる政治もしくは営利上の影響力からも左右されず、さらにいかなる人種もしくは宗教上の考えからも自分を自由に保ち、その他あらゆる形の差別と戦い、どのような状況においても IOC 及びオリンピック・ムーブメントの利益を守ることを誓います」

1.4 IOC の委員は IOC を代表する。

1.5 IOC 委員は、政府、団体、もしくはその他の法人、又は自然人などから、自らを拘束する恐れ、もしくは自らの行動及び投票の自由を妨げる恐れのあるいかなる権限の委託をも受諾してはならない。

1.6 IOC 委員は、IOC の債務や義務に対して個人的に責任を問われることはない。

2 義務

IOC 委員はそれぞれ下記の義務を負う：

2.1 IOC 総会に出席する。

2.2 任命を受けた IOC 専門委員会の仕事に参加する。

2.3 オリンピック・ムーブメントの発展を支援する。

2.4 オリンピック・ソリダリティーを含む IOC の諸計画の実施に地域レベルで従事する。

2.5 オリンピック・ムーブメントの発展及びその需要について、少なくとも年に 1 度 IOC 会長に報告する。

2.6 オリンピック憲章の適用を妨げたり、オリンピック・ムーブメントに悪い影響を及ぼす恐れのある出来事については、全て即刻 IOC 会長に報告する。

- 2.7 いかなる状況においても規則 25 に規定された倫理規程に従う。
- 2.8 必要に応じて、あらゆる国又は地域において、IOC を代表することを含めて、IOC 会長から任命されたその他の仕事を遂行する。

3 委員の資格の停止

- 3.1 IOC 委員は、IOC 会長宛に辞表を提出することによっていつでも委員を辞任することができる。IOC 理事会は、このような辞任を認知する前に、理事会が辞任を希望する委員の言い分を聴取する機会を請求することができる。
- 3.2 IOC 委員は、本規則の付属細則第 2.6 項に従った選出により再選出されなかった場合には、いかなる者も他の形式的手続なしで委員としての資格を失う。
- 3.3 IOC 委員は、本規則の付属細則第 2.8 項の暫定的条項に従い、いかなる者も 70 歳になった暦年の末日には退任しなければならない。
- 3.4 下記の場合は、委員は資格を喪失する：
 - 3.4.1 本規則の付属細則第 2.2.1 項に従って現役選手としての候補資格に基づき IOC に選ばれた委員は、IOC アスリート委員会の委員でなくなった場合、ただちに IOC 委員の資格を喪失する。
 - 3.4.2 本規則の付属細則第 2.2.2 項、第 2.2.3 項に列挙されているいずれかの組織の職務に関連した候補資格に基づき IOC に選ばれた委員は、そのような職務を失った場合、ただちに IOC 委員の資格を喪失する。

- 3.5 本規則の付属細則第 2.2.4 項に従い、提案された候補資格に基づき IOC に選ばれた委員は、その委員の居住地や活動の中心が本規則の第 5 項に提示されている委員名簿に記載されている国と異なる国に移った場合は、その委員は辞任をしたものとみなされる。尚、このような場合の委員の資格の喪失は、IOC 総会の決議によって確定されるものとする。
- 3.6 不可抗力による場合を除いて、委員が 2 年間 IOC 総会に出席を怠った場合、もしくは IOC の仕事に積極的に参加することを怠った場合、本人からの告知がなくともその委員は辞任をしたものとみなされ、それによって委員としての資格を喪失する。尚、このような場合の委員の資格の喪失は、IOC 総会の決議によって確定されるものとする。
- 3.7 IOC 委員、又は名誉委員、栄誉委員が、自らの宣誓に背いた場合、もしくは、このような委員が、IOC の利益を無視したり、故意に IOC を危難にさらしたり、IOC 委員に相応しくない行動を取ったりしたなどと IOC 総会が認定した際には、その委員もしくは名誉委員、栄誉委員は、IOC 総会の決議によって除名されることがあるものとする。
- 3.8 IOC 委員もしくは名誉委員、栄誉委員の除名決議は、理事会の提案をもとに総会において出席委員のうち 3 分の 2 の多数決によって採択されるものとする。該当委員は、このような IOC 総会に自ら出頭して自分の言い分を直接述べる釈明の機会が与えられる。
- IOC 総会で除名の決議が行なわれるまで、IOC 理事会は、委員の役職から派生する、当該委員の権利、特権、職務の全部または一部を一時的に剥奪することができる。
- IOC から除名された委員もしくは名誉委員、栄誉委員は、NOC、NOC 連合、あるいは OCOG の委員になることはできない。当該委員は、いかなる場合においても、二度と IOC の委員、名誉委員、栄誉委員になることはできない。

4 名誉委員 - 栄誉委員

- 4.1 少なくとも 10 年間 IOC の委員を務め、IOC に多大な貢献をした委員は、IOC 理事会の提案により、IOC の名誉委員として選出されることができる。名誉委員はオリンピック競技大会、オリンピック・ kongress、IOC 総会に招待され、そこでは各自の席が確保される。IOC 会長からの要請があった際には名誉委員は助言を行う。名誉委員には投票権はない。
- 4.2 IOC 理事会の提案に基づき、IOC は、IOC に対して特に顕著な貢献をした IOC に属さない優れた人物を栄誉委員として選出することができる。このような栄誉委員には投票権はない。栄誉委員はオリンピック競技大会、オリンピック・ kongress に招待され、そこでは各自の席が確保される。IOC 会長は他の IOC のイベント、会議にも栄誉委員を招待することができる。

5 委員名簿

IOC 理事会は、名誉委員、栄誉委員を含む IOC 委員全員の最新名簿を管理する。本規則の付属細則第 2.2.1 項に従い、現役選手としての候補資格に基づき選出された委員、あるいは同規則の付属細則第 2.2.2 項、第 2.2.3 項に列挙されているいずれかの組織における職務に関連した候補資格に基づき選出された委員については、名簿にその内容が明記される

規則 20 付属細則

1 資格

- 1.1 下記の条件を満たす 18 歳以上の自然人は IOC 委員となる資格を持つ：
下記第 2.1 節に従い立候補を申し出て、第 2.1 節に規定された条件を満たし、指名委員会によってその候補資格が審査され、IOC 理事会によって IOC 総会に委員としての選出が提案された者

1.2 IOC 委員は本付属細則の条項にもとづき、8年間の任期で選出される。規則20の第3.3節の遵守を条件に、委員は再選出されることができる。

2 IOC 委員選出の手続き

2.1 IOC 委員として選出する候補の推薦

下記の人物及び組織は、IOC 委員選出のために1名又はそれ以上の候補者を推薦することができる。

- ・ IOC 委員：IOC 委員は、IOC 委員選出のために各自1名又はそれ以上の候補者を推薦することができる。

- ・ IOC アスリート委員会：IOC アスリート委員会は IOC 委員選出のために1名又はそれ以上の候補者を推薦することができる。

- ・ オリンピック競技の国際競技連盟：オリンピック夏季大会競技団体連合（ASOIF）、オリンピック冬季大会競技団体連合（AIWF）、及び全ての ASOIF 及び AIWF 加盟の国際競技連盟は、IOC 委員選出のために1名又はそれ以上の候補者を推薦することができる。

- ・ 国内オリンピック委員会：NOC 連合（ANOC）、アフリカ NOC 連合（ANOCA）、ヨーロッパ NOC 連合（EOC）、アジア・オリンピック評議会（OCA）、パンアメリカン・スポーツ機構（PASO）、オセアニア NOC 連合（ONOC）及び IOC が承認した全ての NOC は、IOC 委員選出のために1名又はそれ以上の候補者を推薦することができる。

立候補の受け入れ条件を満たすために、候補の推薦は IOC 会長宛に書面で行なわなければならない。又、いずれの場合でも下記第 2.2 項に提示されている条件を満たさなければならない。

2.2 候補者が満たさなければならない条件

下記第 2.2.1 項、第 2.2.2 項、第 2.2.3 項に従い、上記第 2.1 項で言及されているような、IOC 委員選出のために 1 名又はそれ以上の候補者を推薦する人物あるいは組織は、各候補者の候補資格の内容を明確に示さなければならない。すなわち、その候補が第 2.2.1 項に従い、現役選手として推薦されているのか、下記第 2.2.2 項または第 2.2.3 項に列挙されている職務に関連して候補が推薦されているのかを明確に示さなければならない。

2.2.1 規則 20 の第 1.1 項の内容に従い、候補者が現役選手として推薦されている場合は、その候補者は IOC アスリート委員会の委員でなければならない。このような選手である委員は、最後に参加したオリンピック競技大会の次のオリンピック競技大会または冬季オリンピック競技大会の開催終了までに IOC アスリート委員会の委員として選出または指名されていなければならない。

候補者を 1 名又はそれ以上推薦する場合は、IOC アスリート委員会は必ず夏季競技と冬季競技の選手の間不公平が生じないようにする。IOC の中に、このような候補者から選出された委員の数は、15 名を超えてはならない。

2.2.2 推薦されている候補資格が IF や IF 連合の職務に関連している場合は、その候補者は IF、ASOIF、AIWF の会長職、又はそれらのいずれかの組織の役員、上級指導職としての地位を保持していなければならない。IOC の中にこのような候補者から選出された委員の数は、15 名を超えてはならない。

2.2.3 推薦されている候補資格が NOC や世界または大陸単位の NOC 連合の職務に関連している場合は、その候補者は NOC、ANOC、ANOCA、EOC、OCA、PASO、ONOC の会長職、又はそれらのいずれかの組織の役員、上級指導職としての地位を保持していなければならない。このような候補に基づいて選出される委員の数は、1 国につき 1 名を超えてはならない。IOC の中にこのような候補者から選出された委員の数は、15 名を超えてはならない。

2.2.4 その他の候補資格の推薦は、IOC に承認されている NOC のある国に居住地や活動の中心がある、その国の国籍を持つ人物について行なわれなければならない。このような候補に基づいて選出される委員の数は、1 国につき 1 名を超えてはならない。IOC の中にこのような候補者から選出された委員の数は、70 名を超えてはならない。

2.3 指名委員会

2.3.1 指名委員会は 7 名の委員で構成される。そのうち 3 名を IOC 倫理委員会、3 名を IOC 総会、1 名を IOC アスリート委員会によって選出する。指名委員会の委員は 4 年の任期で選出される。委員は再選出されることができる。

2.3.2 指名委員会の職務は、下記第 2.4.2 項に従い、各候補についての審査を行ない、IOC 理事会の為に各候補についての報告書を作成することである。

2.3.3 指名委員会は自己組織型の組織で、委員長及び書記官は組織の内部で指名する。書記官は委員会の委員ではない外部の人物を指名することができる。

2.4 指名委員会による候補の審査

2.4.1 立候補を受け付けた時点で、IOC 会長はそれを指名委員会の委員長に転送する。委員長はただちにその候補に関する書類の作成を命じる。例外的な場合を除いて、次回 IOC 総会の開会日の 3 ヶ月前までに指名委員会の委員長によって受領された書類は、IOC 理事会がその総会に間に合うように候補の提案を行なうことができるように、取扱われなければならない。

2.4.2 IOC 会長から転送された候補書類を受領した時点で、指名委員会の委員長はその旨を委員会の委員に報告し、助言を求める。指名委員会は候補者に関する有益な情報、特に職業、身体に関する状況及びその人物の経歴、競技における活動といった情報を全て取得する。委員会は候補者に対し、情報を得ることができる人物の照会先を求めることができる。委員会は候補者を招いて面談を行なうことができる。

2.4.3 委員会は全ての候補の出所を確認する。必要であれば候補者の現役選手としての地位や候補に関連する職務の確認を行なう。

2.4.4 全ての必要事項を入手したとみなした時点で、指名委員会は IOC 理事会に提出する報告書を書面で作成する。報告書には、候補者が IOC 委員として選出されるのに必要な資格を持っている、または持っていないと考える根拠を示すものとする。さらに、候補が上記第 2.2.1 項に従った現役選手としてのものである場合、あるいは上記第 2.2.2 項、第 2.2.3 項に列挙されたいずれかの組織の職務に関連している場合、指名委員会はその旨を報告書に明示する。

2.5 IOC 理事会における手続き

2.5.1 IOC 理事会のみが、総会に候補者を提案することができる。

2.5.2 指名委員会より報告書を受領した後に開かれる会合で、IOC 理事会は前述の報告書の内容を認識した上、IOC 委員として選出する候補として提案するかどうかを決定する。必要と判断した場合は、IOC 理事会は候補者の話を聴取することができる。選出の提案を行なう際は IOC 理事会は総会の開始 30 日前までに、指名委員会からの報告書を添えて書面による提案書を提出する。IOC 理事会は各候補の出所について言及し、その候補が上記第 2.2.1 項に従った現役選手としてのものである場合、上記第 2.2.2 項、第 2.2.3 項で列挙されているいずれかの組織の職務に関連している場合はその旨についても言及する。IOC 理事会は 1 名の委員選出枠に対し、数名の候補者を提案することができる。

2.6 IOC 総会における手続き

2.6.1 IOC 総会のみが、IOC 委員を選出することができる。

2.6.2 IOC 理事会によって提案された IOC 委員として選出する候補は全て総会による投票にかけられる。委員は、無記名投票による投票数多数決で選出される。

2.6.3 指名委員会の委員長は、委員会の意見を IOC 総会に伝達することができる。

2.7 再選の手続き

再選出される資格がある、8 年任期の IOC 委員の再選手続きは、上記第 2.4 項、第 2.5 項、第 2.6 項の条項に従って行なう。手続きは早めたり、簡素化することができる。

2.8 暫定的条項

第 110 回の IOC 総会（1999 年 12 月 11 日）の開会日以前に選出された IOC 委員に対しては、下記の権利が守られている。

2.8.1 第 110 回の IOC 総会（1999 年 12 月 11 日）の開会日以前に選出された IOC 委員は、1996 年以前に選出された場合を除き、80 歳になった暦年の末日には退任しなければならない。会長、副会長、IOC 理事会のメンバーなどの役職にある委員がこの年齢制限に達した場合の退任は、次回 IOC 総会の終了時に効力を発するものとする。

2.8.2 さらに、第 110 回の IOC 総会（1999 年 12 月 11 日）の開始日以前に選出された IOC 委員で、上記第 2.7.1 項による制限年齢に達していない委員は、本付属細則第 2.6 項に提示された条件に従い、2007 年に 3 分の 1、2008 年に 3 分の 1、2009 年に 3 分の 1 が IOC 総会により再選出されなければならない。第 111 回 IOC 総会において、その分割が抽選によって行う。

2.8.3 2000 年のオリンピック競技大会において、8 人の選手を IOC アスリート委員会に選出するものとする。得票数の多い順で 4 番目までの選手は 8 年の任期を務めるものとする。5 番目から 8 番目までの選手は 4 年の任期を務めるものとする。

2.8.4 2002 年の冬季オリンピック競技大会において、4 人の選手を IOC アスリート委員会に選出するものとする。得票数の多い順で 2 番目までの選手は 8 年の任期を務めるものとする。3 番目から 4 番目までの選手は 4 年の任期を務めるものとする。

2.8.5 第 110 回 IOC 総会において IOC アスリート委員会の委員が IOC 委員として選出された場合、その任期は、IOC アスリート委員会の委員として選出された 4 年後のオリンピック競技大会またはオリンピック冬季競技大会の閉会式終了後ただちに終了する。

2.8.6 上記第 2.1 項、第 2.3 項、第 2.4 項、第 2.5.2 項、第 2.6.2 項の条項は、現役選手の 2000 年 1 月 1 日からの選出にのみ適用される。

2.8.7 2003 年 12 月 31 日までは、IOC 委員の総数は 130 名に達することができる。

21 組織

IOC を構成する機関：

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 会長
- 4 IOC を構成する機関のうち、いずれかの権限を決定するにあたって疑問がもたれる場合に、特別な記述もしくは添え書きなどを付加することなく使用されている『IOC』という表現は、『総会』すなわち、権限をもった委員たちの集団で、理事会を支持する者たちで構成された集団であるとの想定においての『総会』を意味するものと解釈することとする。

22 総会

- 1 IOC委員のセッションと呼ばれる総会は、少なくとも、年に1度開催されるものである。臨時総会は、会長の提唱に基づいて、もしくは委員の少なくとも3分の1からの書面による要請に基づいて召集されるものとする。
- 2 総会の開催場所はIOCが決定し、臨時総会の開催場所は会長が決定する。総会もしくは臨時総会についての通知は、会長が会議の少なくとも1ヵ月前までに議題とともに送付する。
- 3 総会の組織は、これに関する全ての財務をも含めて、「会議開催の手引き」、もしくはIOC理事会がその趣旨で発行するその他の通達によって管理、運営されるものとする。
- 4 総会は、IOCの最高機関である。総会は、オリンピック憲章を採択し、修正し、解釈や解説を行う。総会の決定は最終的なものである。総会は、理事会の要請に基づいてIOC委員を選出する。
- 5 総会は、権限を理事会に委任することができる。

23 理事会

- 1 構成
理事会は、会長、4人の副会長、6人の理事によって構成される。理事会メンバーは、総会の構成を反映して選出されるものとする。

選出の際、IOC総会は上記原則が尊重されているか注意して確認する。
- 2 選出
理事会のメンバーは、全員、総会によって、無記名投票による投票数多数決で選出される。

3 任期

- 3.1 会長の任期は、下記規則 24 で規定されている。副会長及び 10 人の理事の任期は 4 年とする。
- 3.2 理事の任期は、選出された総会の終了と同時に始まるものとする。しかし、理事は選出され次第、助言者の立場で理事会の会合に参加することができるものとする。理事の任期は、任期切れの年に開催される最後の通常総会の終了と同時に終了するものとする。

4 任期の更新

- 4.1 会長の任期更新の条件は、下記規則 24 に規定されている。
- 4.2 副会長は、最低 4 年間経過した後でなければ同職に再選されることはできない。さらに、副会長は、その任期が切れる年から 4 年間は、会長に昇格する場合を除き理事として再選されることはできない。
- 4.3 会長及び 4 人の副会長以外の理事は、その任期が切れる年から 4 年間、会長もしくは副会長に昇格する場合を除き、理事として再選されることはできない。

5 欠員

- 5.1 会長の役職が空席になった場合については、下記規則 24 に規定されている。
- 5.2 副会長に欠員が生じた場合は、IOC が次期総会で新しい副会長を選出する。この新しい副会長は、前任者の任期が終了するまでの間その職務に就くものとする。この任期終了後、その副会長は直ちに理事会のいかなる役職にでも再選され得る資格をもつものとする。

5.3 理事会内でその他の役職が空席になった場合については、IOC が次期総会で新しい理事を選出する。この新しい理事は、前任者の任期が終了するまでの間その職務に就くものとする。この任期終了後、その理事は直ちに理事会のいかなる役職にでも再選され得る資格を持つものとする。

6 権限及び義務

理事会は、IOC の任務及び業務を管理し、特に下記の職務を遂行する：

6.1 オリンピック憲章の遵守に尽力する。

6.2 IOC の運営管理に対して、最終的な責任を負う。

6.3 IOC の内部組織、組織図、及び組織に関連した内部規定の全てを承認する。

6.4 IOC の財務管理に対して責任を負い、年間財務報告書を作成する。

6.5 提案されたいかなる細則又は付属細則の変更についても報告書を総会に提出する。

6.6 IOC 委員として選出されるよう理事会が推薦する候補者の名前を IOC 総会に提出する。

6.7 オリンピック競技大会を組織するための候補の受付そして選定手続きを監督する。

6.8 IOC の名誉職を作成し、その性質を定める。

6.9 IOC 総会のための、協議事項や議事日程を定める。

6.10 会長からの要請に基づいて、事務総長及び事務局長を任命し、解任する。その昇進、制裁、及び報酬は会長が決定する。

6.11 IOC に関する記録を保存する。

6.12 規定、裁定、規範、指針、指導、指示など最も適切であると理事会が見なす形で、オリンピック憲章の正しい履行、及びオリンピック競技大会の開催を保証するために必要な全ての規定を制定する。

6.13 総会によって理事会に委託されたその他全ての職務を遂行する。

理事会は、会長の発議、もしくは理事会メンバーの過半数の要請に基づいて会長が召集して開催するものとする。

24 会長

- 1 IOC は、無記名投票により IOC 委員の中から任期 8 年の会長を選出する。会長は、一度に限り 4 年間だけ任期を更新することができる。立候補は選出が行われる総会の開会日の 3 ヶ月前までに宣言されるものとする。
- 2 下記条項 3 に規定されている場合を除いて、会長は、オリンピアドの第 2 年目に開催される総会によって選出されるものとする。
- 3 会長がその任務を全うし得ない場合は、次期 IOC 総会において新しい会長が選出されるまでの間、副会長のうちの先任者が会長の任務を代行する。この新会長は、先任会長の任期が終了するまでの期間会長を務める。その後、この会長は上記第 1 項の最初の規定文に従って再選される資格をもつものとする。
- 4 会長は、IOC の全ての活動を統括し、常任的に IOC を代表するものとする。
- 5 会長は、必要に応じ、いつでも常設委員会、又は特別委員会及び作業部会を設け、それらの委員会に委託する権限や委任事項を設定し、それらの委員会のメンバーを指名する。これらの委員会が委任されていた任務を全うしたと会長が判断した際には、会長はこれらの委員会の解散を決定する。このような委員会、もしくは作業部会の会合は、IOC 会長の事前の承認を得ないがぎり開催してはならない。会長は、職権上の資格において、全ての委員会、及び作業部会のメンバーとなるものとし、これらの会合に会長が出席した際にはつねに上位席につくものとする。

アスリート委員会を設置する。委員の過半数は、オリンピック競技大会に参加する選手によって選出されるものとする。選出は IOC 理事会が設定した規則に従い、またアスリート委員会に相談の上、オリンピック競技大会とオリンピック冬季大会の際に行なわれる。そしてその選出が行なわれるオリンピック競技大会の 1 年前に IF と NOC に連絡されるものとする。

25 IOC 倫理委員会・処分及び制裁措置

- 1 IOC 倫理委員会の任務はオリンピック憲章で謳われている価値観と原理に基づいて、「倫理規程」を含む倫理原則の枠組みを作成、更新することである。さらに、倫理規定違反を含む倫理原則の無視に関する苦情を調査し、必要であれば理事会にしかるべき制裁措置を提案する。
- 2 総会もしくは理事会が取り得る処分、もしくは制裁措置は、下記の通りである：

2.1 オリンピック・ムーブメントについて：

2.1.1 IOC 委員及び名誉委員関係

a) 理事会の宣告による懲戒

b) 理事会の宣告による一定期間の停職。停職は関係者に対して会員の地位に基づく権利、特権及び職務の全範囲あるいは一部に適用される。

IOC の信用を危機に陥れるような行いがあった IOC 委員や名誉委員には制裁措置が取られることがある。

処分や制裁措置は組み合わせることができる。

理事会の決定により、当該委員や名誉委員は、本人の懲戒に関する調査期間を通して、会員の地位に基づく権利、特権及び職務の全範囲あるいは一部を剥奪される。

委員や名誉委員の除外は規則 20 第 3.7 項及び規則 20 第 3.8 項で定められている。

2.1.2 IF 関連

- a) オリンピック競技大会のプログラムからの
 - ・その競技の取消し（総会）
 - ・その種別の取消し（理事会）
 - ・その種目の取消し（理事会）
- b) 承認の取消し（総会）

2.1.3 IF 連合関連

- ・承認の取消し（総会）

2.1.4 NOC 関連

- a) オリンピック競技大会に競技者の参加登録をする権利の取消し（理事会）
- b) 停止処分（理事会）
この場合は、各事柄ごとに理事会が当該 NOC 及びその選手への処分を決定する。
- c) 承認の一時的もしくは永久的取消し（総会）
承認が永久に取消された場合、当該 NOC はオリンピック憲章に従って与えられた権利の全てを剥奪される。
- d) 総会もしくはオリンピック・コンGRESSを開催する権利の取消し（総会）

2.1.5 NOC 連合関連

- ・承認の取消し（総会）

2.1.6 オリンピック開催都市、オリンピック組織委員会、もしくは NOC 関連

- ・オリンピック競技大会の開催権の取消し（総会）

2.2 オリンピック競技大会関係

2.2.1 個々の競技者及びチーム関連

- ・オリンピック競技大会からの一時的又は永久的参加資格の取消し、又は除名。除名の場合は、獲得したメダル、賞状などは全て IOC に返還しなければならない（理事会）。

2.2.2 役員、コーチ、その他選手団のメンバー、及び審判員、上訴審判員関連

- ・オリンピック競技大会からの一時的又は永久的参加資格の取消し又は除名（理事会）。

2.2.3 その他全ての資格認定を受けた人物関連

- ・資格認定の取消し（理事会）

2.2.4 オリンピック競技大会におけるいかなる決定もその競技大会の閉会式の日から 3 年間に過ぎると異議申し立てを行うことができなくなる。

- 3 　いかなる処分もしくは制裁措置を適用する場合、その権限をもつ IOC の機関は事前に警告を行わなければならない。
- 4 　各個人、チームもしくはその他の個々の存在、もしくは法人は、いかなるものでも全てこのような個人、チーム、もしくは法人に対して処分や制裁を適用する権限を持つ IOC の機関に、自らの言い分を聴取してもらう権利を持つ。この規定での『事情聴取を受ける権利』とは、処分や制裁の対象となる事実について知らされる権利、及び本人が直接出頭するか、もしくは弁明書を提出する権利も含まれる。
- 5 　総会もしくは理事会が決定した処分もしくは制裁は、全て文書によって当事者に通知されるものとする。
- 6 　正当な権限を持つ機関が異なる決定をしない限り、全ての処分もしくは制裁措置は直ちに効力を発するものとする。

26 議事手続き

1 通常の手続き

- 1.1 総会及び理事会の会合の議長は、会長、もしくは会長が不在の場合は出席している副会長のうち先任者が務める。会長及び副会長が全員不在の場合は、出席している理事会のメンバーのうちの先任者が議長を務める。
- 1.2 総会の定足数は、IOC の委員総数の半数に 1 を加えたものとする。IOC 理事会の定足数は 8 名とする。
- 1.3 決議は、投票の過半数によって採択される：但し基本原則及び規則のいかなる修正の場合も、総会に出席している IOC 委員の 3 分の 2 の過半数（この過半数は、少なくとも 30 人の委員で構成されなければならない）を必要とする。修正された規則及び細則は、総会が異なる決定をしない限り直ちに効力を発するものとする。

総会の議題に含まれていない問題でも、委員の 3 分の 1 からの要請がある場合、もしくは議長が承認をした場合には、これを審議することができる。

- 1.4 委員は、それぞれ 1 票の投票権を持つものとする。投票の棄権、白票もしくは無効票は、必要な過半数の算定には加えない。代理人による委任投票は認めない。無記名による投票は、議長がそのように決定した場合に、もしくは出席委員の少なくとも 4 分の 1 からの要請に基づいて行われるものとする。投票結果が同数の場合は議長が決定する。
- 1.5 上記項目 1.3 及び 1.4 の規定は、人物又は開催都市の選択にも適用されるものとする。但し、候補者（地）が 2 人（又は 2 都市）だけの場合にはより多数の票を獲得したほうが選ばれるものとする。
- 1.6 IOC 委員は下記のような場合は投票を差し控えなければならない：
 - a) オリンピック開催都市の選定を行なう際、対象となる候補都市が当該委員の国籍のある国にある場合。
 - b) 総会、オリンピック・ kongress、または他の会議やイベントの会場となる都市の選定を行なう際、候補都市や公共企業体が当該委員の国籍のある国にある場合。

c) 国際オリンピック委員会の委員を選出する際、候補者の国籍が当該委員の国籍と同一である場合。

d) 理事会の理事または他の役職を選出する際、候補者の国籍が当該委員の国籍と同一である場合。

e) その他、当該委員の国籍のある国、またはその NOC に関する投票を行なう場合。

これらに該当するかどうか疑念が生じた場合は、当該委員が投票するかどうかは議長が決定するものとする。

1.7 IOC 会長は、全ての選挙規定を定める。

1.8 IOC 総会に関する議事手続き事項で、オリンピック憲章に含まれていないことは全て議長が決定する。

1.9 総会の閉会宣言は議長が行う。

2 緊急の場合の手続き

2.1 緊急の場合に会長又は理事会が決議案を提示し、決断の最終期限を指定した上、IOC 委員からの通信による投票を求めることができる。このような期限内に受領された書面による回答の総数が少なくとも委員総数の半数プラス 1 以上であり、提示された決議案への賛成の回答数が必要な過半数に達している場合、この決議案は承認されたものとする。結果は直ちに書面で IOC 各委員に通知されなければならない。必要な過半数の算定にあたって回答の正式な有効性に関してなんらかの疑問がある場合 - - 特に、郵便の遅れ、もしくはその他の事情を理由とするもの - - や、1 つ以上の回答の実質的な有効性に関してなんらかの疑問がある場合には、会長がその有効性及びこのような回答を有効数に加えるかどうかについての最終的な判定を下す。

- 2.2 なんらかの事情に妨げられて、総会もしくは理事会が措置をとったり決定を下したりすることができない場合には、IOC 会長がこれを行うことがある。但し、このような処置、もしくは決定は、正当な権限をもつ機関に提出して承認を求めなければならない。
- 2.3 緊急の場合の手続きに従って取られたこれらの措置、決定、もしくは行為は、オリンピック憲章の修正に適用することはできない。

27 言語

- 1 IOC の公式言語は、フランス語及び英語である。
- 2 IOC の総会には、常にドイツ語、スペイン語、ロシア語、及びアラビア語でも同時通訳が提供されなければならない。
- 3 オリンピック憲章、及びその他のあらゆる IOC 関連の文書に、フランス語版と英語版との間に相違がある場合は、フランス語版が優先されるものとする。但し、明白に、文書で、これとは異なる規定がなされている場合は例外とする。

28 IOC の財源

- 1 IOC は、寄贈及び遺贈を受けることができ、IOC の任務の遂行を可能にするための他のあらゆる財源や資金を求めることができる。IOC は、テレビ放送権を含む諸権利の活用及びオリンピック競技大会の開催から収入を得るものとする。
- 2 IOC は、テレビ放送権の活用から得た収入の一部を、IF と NOC (オリンピック・ソリダリティーを含む) 及び OCOG 等に与えることができる。

第 III 章

国際競技連盟（IF）

29 IF の承認

オリンピック・ムーブメントを普及させるために、IOC は、非政府組織国際的な組織で、一つ又は数種の競技を世界的なレベルで管理している組織、及びこのような競技を国内レベルで管理している組織を取りまく組織、IF として承認することができる。承認を受けるためには、それらの組織はオリンピック・ムーブメント・アンチドーピング規程を遵守し、確立された規則に則って競技外の検査を行わなければならない。IOC が新たに認めた IF の承認は、2 年間又は IOC 理事会が定めた期間の間は暫定的である。その期間の終了時に IOC から文書による確定通知が無い場合には、承認は自動的に消滅する。

オリンピック・ムーブメントの枠内での IF の役割に関して、各 IF の規則、慣行及び活動は、『オリンピック憲章』に従ったものでなければならない。上記を条件として、各 IF は当該競技の管理において独立と自治を保つものとする。

30 IF の役割

1 IF の役割：

- 1.1 当該競技の実施に関する競技規則をオリンピック精神に従って作成し、制定し、その競技規則が確実に適用されるようにする。
- 1.2 その競技が確実に全世界で発展するようにする。
- 1.3 オリンピック憲章に定められた目標の達成に、特にオリンピズムとオリンピック教育を普及することにより、貢献する。

- 1.4 オリンピック競技大会に参加するための資格認定基準をオリンピック憲章に従って定め、IOC に提出して承認を求める。
 - 1.5 オリンピック競技大会及び IOC の後援の基に開催される競技大会において、その競技の技術的管理及び指導監督に対する責任を負う。
 - 1.6 オリンピック・ソリダリティーのプログラムの実施に際して技術的な援助を提供する。
- 2 加えて、IF は下記のことを行うことができる。
- 2.1 一般問題について、オリンピック憲章及びオリンピック・ムーブメント全般(オリンピック競技大会の組織及び開催を含めて)に関する提案を IOC 宛に行う。
 - 2.2 オリンピック競技大会の開催候補地について、特に専門的・技術的な見地から意見を述べる。
 - 2.3 オリンピック・ kongress の準備に協力する。
 - 2.4 IOC からの要請に基づいて IOC の専門委員会の活動に参加する。

第 章

国内オリンピック委員会 (NOC)

31 NOC の使命と役割*

- 1 NOC の使命は、オリンピック憲章に従い、それぞれの国においてオリンピック・ムーブメントを発展させる、保護することにある。
- 2 NOC は、
 - 2.1 競技活動の枠内において国内レベルでオリンピズムの基本原則を普及させ、その他にも、とりわけ学校や大学での体育やスポーツの教育プログラムの中でオリンピズムを普及させることに貢献する。NOC は、オリンピック教育に貢献する施設が作られるよう取り組む。また、NOC は、特に国内オリンピックアカデミー、オリンピック博物館、オリンピック・ムーブメントに関連した文化プログラムなどの設立や活動に携わる。
 - 2.2 それぞれの国でのオリンピック憲章の遵守を保証する。
 - 2.3 エリート・スポーツとスポーツ・フォア・オール的发展を奨励する。
 - 2.4 スポーツ行政管理者の養成を助けるためのコースを設け、このようなコースがオリンピズムの基本原則の普及に確実に貢献するものとなるようにする。
 - 2.5 スポーツにおけるいかなるかたちの差別や暴力に対しても反対する行動をとることを約束する。
 - 2.6 IOC もしくは IF によって禁止薬物の使用及び禁止行為に対しても戦う。特に、あらゆる医療関連事項の運営・管理が最高の状態で行なわれるようにその国の適格な機関に働きかける。

- 3 NOC は、オリンピック競技大会及び IOC が後援する地域的、大陸的、もしくは世界的総合競技大会において、それぞれの国を代表する独占的な権限を持つ。又、各 NOC は選手を派遣することでオリンピック競技大会に参加する義務を負う。
- 4 NOC は、オリンピック競技大会を自国内で開催するための候補都市を指定する権限を持つ。
- 5 NOC は、しかるべき政府組織と調和し、協力的な関係を保たなければならない。また、あらゆるレベルにおけるスポーツの促進のためのプログラムの設置に効果的に貢献しなければならない。スポーツは教育、健康、経済そして社会的秩序に貢献するため、NOC はそれぞれの目的の達成のため、公共機関からの支援を受けることが望ましい。しかしながら、NOC は、自らの自主性を保持し、オリンピック憲章の遵守を妨げる恐れのある政治的、宗教的、経済的などを含むあらゆる種類の圧力にも抗しなければならない。
- 6 NOC は、下記の権利を持つ：
 - 6.1 オリンピック競技大会の組織及び開催を含むオリンピック憲章及びオリンピック・ムーブメント全般に関する提案を IOC 宛に行う。
 - 6.2 オリンピック競技大会の開催候補地について意見を述べる。
 - 6.3 オリンピック・ kongress の準備に協力する。
 - 6.4 IOC からの要望に基づいて IOC の専門委員会の活動に参加する。
- 7 IOC は、さまざまな IOC の部署及びオリンピック・ソリダリティーを通して、NOC がその使命を達成するのを支援する。

- 8 NOC は、自らの使命を達成するために政府もしくは民間の団体と協力することができる。しかし、NOC は、オリンピック憲章に反する恐れのあるいかなる活動にも関与してはならない。
- 9 オリンピック憲章違反の場合に適用される処分や制裁措置とは別に、IOC は下記のような場合には、当該 NOC から言い分を聞いた後ににその NOC の承認を停止、又は取り消すことができる。
 - 9.1 このような NOC の活動がその国で施行されている法的規定や規制の効力によって妨げられる場合、もしくはスポーツに関係のあるなしにかかわらずその国のなかの他のものの行為によって妨げられる場合。
 - 9.2 このような NOC に所属している、あるいはこのような NOC 内に代表されている国内競技連盟等の意志決定や意思の表明が、その国で施行されている法的規定もしくは規制の効力によって妨げられる場合、又は、スポーツに関係のあるなしにかかわらず、そのような国のなかの他のものの行為によって妨げられる場合。

32 NOC の構成*

- 1 どのような形で構成されるにしても、NOC には下記の者が含まれていなければならない：
 - 1.1 その国に IOC 委員がいれば、その委員。そのような委員は NOC の総会で投票権を持つ。さらに、規則 20 の付属細則第 2.2.4 項に従い選出された IOC 委員は、その NOC の管理機関に職権上の資格で参加するメンバーでもあり、投票権を持つ。
 - 1.2 オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を管理している IF に所属している国内競技連盟全て、もしくはそれら（少なくとも 5 つのこのような国内競技連盟）によって指名された代表者。これらの国内競技連盟が、特に競技大会の運営や大会への参加、また選手のためのトレーニングプログラムの実施により、国内的にも国際的にも具体的で実質的なスポーツ活動を行っている証明が提示されなければならない。

各 NOC は、このような IF が管理している各競技に関して 2 つ以上の国内競技連盟を承認できないものとする。尚、このような国内競技連盟（もしくはそれらの連盟が選定した代表者）が、当該 NOC 並びにその執行機関の投票数過半数を構成しなければならない。

- 1.3 オリンピック競技大会に参加した現役もしくは引退をした選手。但し、後者は、遅くとも本人が最後に参加したオリンピック競技大会以後 3 回目のオリンピックの終わりまでにはこの職位を辞さなければならない。
- 2 NOC は、メンバーとして下記の者を含めることができる：
 - 2.1 IOC によって承認された IF に所属している国内競技連盟で、その競技がオリンピック競技大会のプログラムに含まれていないもの。
 - 2.2 多種目スポーツ・グループ、及びその他のスポーツ適応組織、もしくはその代表及び、NOC の有効性を強化する見込みのあるもしくはスポーツ及びオリンピックの大義のために際立って優れた尽力を行ってきたその国の国民。
- 3 オリンピック競技大会に関する問題を処理する際には、NOC の執行機関が投じた票、並びにオリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を管理している IF に所属する国内競技連盟が投じた票のみを考慮に入れる。
- 4 政府もしくはその他の公共機関はいかなる NOC のメンバーをも指名してはならない。しかし、NOC は、自らの任意に基づいてこのような機関の代表をメンバーとして選出する旨決定することができる。
- 5 NOC として存在し、そのように認識される権利を獲得するためには、IOC に承認されなければならない。この承認は、その管轄範囲が、組織が設立され、本部を置く国の管轄範囲と一致する組織にのみ与えられる。

規則 31 ・ 32 付属細則

1

- 1.1 IOC の承認を受けるためには、NOC 候補は規則 32 に規定されている全ての条件を満たしていなければならない。その場合、各 NOC 候補は、その NOC のフランス語或は英語で記載された規約を 2 部 IOC に提出し、承認を得なければならない。NOC 候補は、自国内の各国内競技連盟が所属している当該 IF からその国内競技連盟が当該 IF の正式なメンバーである旨を IOC に対して保証する証明書入手しなければならない。
- 1.2 IOC から規約の承認を受けた NOC 候補は、その規約（2 部の内の 1 部）に、承認申請書及び執行機関のメンバーの一覧表を添えて IOC に送付しなければならない。なお、これら 3 種類の文書が真正なものである旨をその NOC 候補の会長及び専務理事は保証しなければならない。
- 2 各 NOC の規約は、常にオリンピック憲章に則ったものであり、オリンピック憲章を参照したものであることがはっきりとわかるものでなければならない。NOC の規約の意味もしくは解釈に疑問がある場合、もしくはこのような規則とオリンピック憲章との間に矛盾がある場合は、後者が優先されるものとする。
- 3 IOC の承認を受けた規約をその後変更する際には、その旨を IOC に伝えて承認を求めなければならない。また、選挙もしくはメンバーの入れ替えが行われた会合については、その議事録のコピーを IOC に送付しなければならない。文書は全て真正なるコピーである旨を当該 NOC の会長もしくは専務理事が証明しなければならない。
- 4 各 NOC の総会は、少なくとも、年に 1 度開催されなければならない。
- 5 NOC の執行機関のメンバーは、少なくとも 4 年ごとに改選されなければならない。メンバーの改選は、このような改選を議題に含む総会でを行うものとする。

- 6 専従の形で競技の運営管理にあたっている者を除いて、NOC の委員は、各自の任務の遂行に対する報酬としていかなる種類の給与もしくは賞与も受け取ってはならない。但し、各自の任務を遂行するにあたって負担した旅費、宿泊費、及びその他の正当と認められる費用の払い戻しを受けることができる。
- 7 IOC による承認を一時的もしくは永久的に停止された NOC は、それによって IOC から与えられていた全ての権利を失う。なお、この権利には、これらだけに限定することなく下記の権利が含まれるものとする。
 - 7.1 「国内オリンピック委員会」と自称する権利。
 - 7.2 独自のオリンピック・エンブレムを使用する権利。
 - 7.3 オリンピック・ソリダリティーの活動から利益を得る権利。
 - 7.4 IOC が率先、もしくは後援する活動（地域大会を含む）に参加する権利。
 - 7.5 競技者、チーム役員、その他のチーム関係者をオリンピック競技大会に派遣する権利。
 - 7.6 NOC のいかなる連合にでも所属する権利。
- 8 NOC は、下記の任務を遂行する：
 - 8.1 オリンピック競技大会及び、IOC が後援する地域的、大陸的、もしくは世界的な規模での総合競技大会において、それぞれ自国からの派遣代表団を組織し、まとめ、引率する。自国内の各国内競技連盟が推薦した選手のなかから大会への参加者を決定する。尚、このような選出は、選手の競技能力のみならず、その国のスポーツをする若者たちにとって模範となるような選手の資質にも基づいておこなわれなければならない。NOC はまた、各国内競技連盟推薦の参加者があらゆる点でオリンピック憲章の規定に一致していることを保証しなければならない。

8.2 NOC は、それぞれの国の派遣代表団のメンバーの装備、交通、宿泊などに対して必要な手段を講じておかなければならない。また、NOC は、派遣代表団のメンバーのために、死亡、廃疾、病気、医療及び薬品の費用、並びに第三者に対する損害賠償などの危険性に対応しうる適切な保険契約を締結しなければならない。また、NOC は、それぞれの派遣代表団のメンバーの行為・行動に対して責任を負うものとする。

8.3 NOC は、オリンピック競技大会並びにその関連の全ての競技種目とその式典の際に代表選手団が着用する衣服、ユニフォームと使用する用器具を規定し、決定することができる絶対的な権限を有する。

この権限は、実際の競技会の試合の中でその選手団の競技者が着用する特別な衣服と使用する用器具にまでは及ばない。この規則の目的に叶う条件として、特別な衣服と用器具とは、その衣服と用器具の特徴が競技者の成績に重要な影響があると当該 NOC が認める衣服と用器具に限定する。そのような特別な衣服、用器具に関するいかなる広告も、表現されようがあるいは言外であろうが、オリンピック競技大会の引用がある場合には当該 NOC の承認がなければならない。

9 NOC には、下記のことが推奨される：

9.1 オリンピック・ムーブメントを奨励する目的で、定期的に（できれば毎年）オリンピック・デー又はオリンピック週間を開催する。

9.2 スポーツ及びオリンピズムの分野における文化と芸術の奨励を NOC の活動に含める。

9.3 オリンピック・ソリダリティーのプログラムへの参加。

9.4 あらゆる点で NOC の自主性の保持を可能にする財源を追求する。

但し、資金集めはオリンピック憲章に従って NOC の尊厳と独立が損なわれることのない方法で行われなければならない。

33 国内競技連盟

国内競技連盟が国内オリンピック委員会（NOC）の承認を受け当該 NOC のメンバーとして受け入れられるためには、明らかに実質的な競技活動を行ない、IOC 承認の IF に所属し、所属 IF の規則及びオリンピック憲章に従った活動を行わなければならない。

34 国及び NOC の名称

- 1 オリンピック憲章中の『国』という表現は、国際社会によって独立性のある国家として認識されるものを指すものとする。
- 2 NOC の名称は、その領域の範囲や、その国の伝統を反映したものでなければならず、さらに IOC によって承認されなければならない。

35 旗、エンブレム、及び歌

オリンピック競技大会を含む NOC 自らの活動に関連して使用するために NOC によって採用される旗、エンブレム、及び歌は、IOC 理事会の承認を得たものでなければならない。

第V章

オリンピック競技大会

.オリンピック競技大会の組織と運営

36 オリンピック競技大会の開催 *

- 1 オリンピアド競技大会は、オリンピックの最初の年に開催される。
- 2 第17回オリンピック冬季競技大会が開催された1994年以降、オリンピック冬季競技大会はオリンピックがはじまった暦年の2年後に開催される。
- 3 オリンピック競技大会を開催する荣誉は、オリンピック競技大会の開催都市に指定された都市に対し、IOCによって託されるものである。
- 4 オリンピック競技大会の開催予定時期は、開催都市の選定以前にIOC理事会に対して候補都市が提案し、承認を求めなければならない。
- 5 オリンピック競技大会の開催が予定されていた年にオリンピック競技大会が開催されなかった場合は、その開催都市の権利は全て取り消されるものとする。

規則第36条付属細則

オリンピック競技大会及びオリンピック冬季競技大会の競技期間は、16日を超えてはならない。但し、日曜日もしくは祝祭日に競技が予定されない場合には、オリンピック競技大会の開催期間は、IOC理事会の承認を得てその分だけ延長することができる。

37 開催都市の選定 *

- 1 開催都市の選定はIOCだけがもつ特権とする。

- 2 当該 NOC が候補を承認した都市だけがオリンピック競技大会の開催都市となる候補申請をすることができる。オリンピック競技大会の開催都市となるための候補申請は、当該都市当局によって、その国の NOC の承認を添えて IOC 宛に送らなければならない。当該都市当局及び当該 NOC は、オリンピック競技大会が IOC によって要求されている諸条件のもと、これを満たす形で開催されることを保証しなければならない。同一オリンピック競技大会の開催都市となることを希望する都市が 1 国のなかに複数ある場合、推薦する候補都市の決定は NOC に一任されるものとする。
- 3 NOC によって候補が承認された都市は、本規則の付属細則で示されている規則に従うものとする。
- 4 ある都市が選考の対象となっても、その国の政府がオリンピック憲章を尊重する旨を IOC に対して保証して政府自らが作成した文書を候補都市が提出しない限り、その都市にオリンピック競技大会の開催を委託することはないものとする。
- 5 オリンピック競技大会の開催都市に立候補するいかなる都市は、IOC 理事会発行の候補都市のために定められた諸条件、及びオリンピック競技大会のプログラムに含まれている各競技の IF が規定した専門的・技術的な基準を尊重することを文書で保証しなければならない。候補都市が取るべき手続きは IOC 理事会が決定する。
- 6 いかなる候補都市は、IOC 理事会が充分であると認める財政的保証をしなければならない。これらの保証は、都市自身、もしくは地方、地域、国などの公的自治体、州、もしくはその他の第三者でも行うことができる。このようなオリンピック競技大会の開催が承認される IOC 総会の開会の少なくとも 6 ヶ月前までに、IOC は必要な保証の性格、形式、正確な内容などを公表しなければならない。
- 7 開催都市の指定に関連する選定は、候補都市の評価委員会が提出した報告書を充分検討した後に、同オリンピック競技大会の開催候補都市を持たない国において行なわれるものとする。このような選定は、例外的な場合を除いてオリンピック競技大会が開催される 7 年前に行われなければならない。

- 8 IOC は、開催都市及びその国の NOC と文書により、両方が負う義務を詳細に明記した契約を結ぶ。このような契約書は開催都市の選定後即座に調印されるものとする。

規則 37 付属細則

- 1 IOC に候補申請書類を提出した日から、NOC はオリンピック競技大会の開催都市となるための、その都市の候補を監督し、立候補に関連した活動及び行為に対してその都市と連帯して責任を負うものとする。
- 2 オリンピック競技大会の開催候補都市として立候補する都市は全て、IOC 理事会によって承認された候補申請の手続きに従わなければならない。IOC 理事会は、そのような手続きの詳細を決定する。IOC 理事会はどの都市が候補都市として受諾するかを決定する。
- 3 オリンピック競技大会の開催都市として立候補する都市は、候補都市のための評価委員会による調査を受けなければならない。
- 4 IOC 会長は、候補都市を評価するために下記の 2 つの評価委員会を任命する。これらの委員会は主に、下記の人数で構成する：
- ・オリンピック競技大会：
IF 代表 3 名、NOC 代表 3 名、IOC 委員 4 名、アスリート委員会 1 名、国際パラリンピック委員会（IPC）代表 1 名及び有用な助言が得られる専門家。
 - ・オリンピック冬季競技大会：
IF 代表 2 名、NOC 代表 2 名、IOC 委員 3 名、アスリート委員会 1 名、IPC 代表 1 名及び有用な助言が得られる専門家。

上記 2 つの候補都市評価委員会の議長には、それぞれ IOC 委員が就任する。これらの委員会は、全ての候補都市についてその資格を検討し、開催地を視察し、オリンピック競技大会の開催都市を選定する IOC 総会の開会日の 2 ヶ月前までに全ての候補都市についての報告書を書面により IOC 宛に提出する。その委員会の委員に、該当するオリンピック競技大会の候補都市がある国の者はなれない。

- 5 IOC 理事会は、評価委員会の報告書に基づき、IOC 総会における開催都市選定のために提出する候補都市のリストを作成する。

38 オリンピック競技大会の開催地

- 1 1 部の種目を同じ国内の他の都市、もしくは他の場所で開催する権利を開催都市が IOC から得ていない限り、全ての競技はオリンピック競技大会の開催都市で行わなければならない。このような趣旨のいかなる要請は、遅くとも候補都市のための評価委員会の訪問以前に書面で IOC 宛に提出されなければならない。開会式及び閉会式は開催都市のなかで行わなければならない。
- 2 オリンピック冬季競技大会において、地理的もしくは地勢上の理由のために、ある競技の種目もしくは種別を開催都市のある国内で開催することができない場合には、IOC は例外的根拠に基づいてこれらを周辺国で開催することを許可することができる。
- 3 IOC 理事会の同意なしには、オリンピック競技大会の期間中、もしくはその前後各 1 週間間に、開催都市もしくはその周辺、又はその他の競技場で、国内的あるいは国際的な他の重要な会合もしくは行事を開催しないことを当該 NOC、OCOG、及び開催都市は保証しなければならない。

39 組織委員会

- 1 オリンピック競技大会の組織は、IOC が開催都市のある国の NOC 及び開催都市自身に一任するものである。当該 NOC は、この目的のために組織委員会（OCOG）を組織する。組織委員会は、設置された時から直接 IOC と連絡を取り IOC から指示を受ける。
- 2 組織委員会（OCOG）は法人の地位を持たなければならない。
- 3 組織委員会の執行機関には下記のものを含める：
 - ・その国の IOC 委員（1 名もしくは数人）
 - ・その国の NOC 会長及び専務理事。
 - ・開催都市に指名され、開催都市を代表する者少なくとも 1 名。

執行機関には、公共機関の代表、その他指導的立場にある人物も含めることができる。

- 4 設立の時から解散が終了するまで、組織委員会はその全ての活動をオリンピック憲章に従って、また IOC、NOC、開催都市の間で締結された契約に従って、また IOC 理事会の指示に従って行わなければならない。
- 5 規則の違反又は公約の違反があった場合には、IOC はそのために IOC にもたらされる損害に対する補償を受ける権利を失うことなく、いつでも即座に発生する効力をもってオリンピック競技大会の組織をその開催都市、組織委員会、並びに NOC から撤回する権利を持つものとする。

40 責任

NOC、OCOG 及び開催都市は、オリンピック競技大会を組織し、開催するために、個別に、又は共同で結んだ契約全てに対して共同でも個別でも責任を負う。

その競技大会を組織し開催するための財政的責任は、開催都市と OCOG が個別でも又は共同でも一切負うものとする。但し、それは、いかなる第三者の、いかなる債務に対する既得権をも侵害することなく行われなければならない、特に、その侵害が規則 37 第 5 項に従って与えられるいずれかの保証が原因であってはならない。IOC は、この件に関してはいかなる財政的責任も負わない。

4.1 NOC と OCOG との連絡*

1 アタッシェ（連絡員）

- 1.1 OCOG と NOC との協力を支援するために、各 NOC は、OCOG との協議の上、1 人のアタッシェを任命することができる。
- 1.2 アタッシェは、OCOG と自国の NOC との仲介役をつとめ、旅行、宿泊、その他の問題の解決を補完し、このような委員会双方と常に連絡を保っていなければならない。
- 1.3 オリンピック競技大会の開催期間中、アタッシェは自国の NOC の代表選手団の割当て数に加え、メンバーとして資格認定されなければならない。そのアタッシェは開催国の国民である必要はない。

2 選手団長

- 2.1 オリンピック競技大会の開催期間中、各 NOC の競技者、役員、その他のチーム関係者は、自国の NOC が任命した選手団長（以下団長と記す）の責任下におかれる。団長の任務は、その国の NOC によって委託された職務に加えて、IOC、IF 及び OCOG との連絡を取ることである。
- 2.2 団長はオリンピック村に滞在し、医療施設、トレーニング施設、競技場、及びメディア・センターやオリンピック・ファミリー・ホテルにも自由に入出入りすることができる。

3 調整委員会

- 3.1 オリンピック競技大会の組織及び IOC、OCOG、IF、NOC の協力関係を向上させるために、オリンピック競技大会の開催都市選定に続き、IOC 会長は可能になり次第、関係者間の作業連携を管理運営する調整委員会を設置する。IOC、IF、NOC の代表及び選手の代表によって構成されるその委員会は、OCOG の進捗状況を監視し、オリンピック競技大会の組織に関する主要な明細を全て検査、審査し、OCOG を援助し、OCOG と IOC、IF、NOC との間の連絡を取り持ち、関係者間で起こり得る意見の相違を解決し、そして IOC 理事会がその他与えた特別な権限をも履行する。
- 3.2 調整委員会が解決不能と判断する問題がある場合、あるいは委員会の決定に従わない関係者が存在する場合は、調整委員会は直ちにその問題及び状況を IOC 理事会に報告し、IOC 理事会が最終的な判断を下すものとする。
- 3.3 オリンピック競技大会の開催時には、調整委員会の任務は IOC 理事会に帰属するものとする。IOC 理事は、毎日行なわれる OCOG との調整会議に調整委員会の委員長を出席させることができる。

規則 41 付属細則

調整委員会は下記に関する任務を委任される：

- 1 全ての IF 及び NOC が、OCOG を通じて、あるいは独立した権限を持つ調整委員会によって、オリンピック競技大会に関する全ての進捗状況について、常に十分な報告を受けているようにする。

- 2 オリンピック競技大会に関係する事柄について、OCOG、IF、NOC が表明した意見が常に十分に IOC 理事会に報告されているようにする。
- 3 IOC 理事会及び OCOG と協議の上、特に、空輸、貨物輸送、追加役員のための宿泊施設の借用、IF、NOC、指定旅行代理店への入場券の割当てなどに関して、NOC との有益な協力関係を築くことができる分野を検討する。
- 4 IOC 理事会の承認を得た上、下記の事項を OCOG に提案し、決定する。
 - 4.1 オリンピック村及び競技会場、トレーニング会場での宿泊施設及び諸施設の手配。
 - 4.2 参加費用、OCOG が提供する宿泊施設及び関連サービス。
 - 4.3 参加者及び役員の交通費及び宿泊費を支給する。また選手や役員の福利、オリンピック競技大会での活動に必要であると考えられるその他の事項に関する対応を提供する。
- 5 競技施設、トレーニング施設、その他の施設を視察し、解決不能と考えられる問題について IOC 理事会に報告する。
- 6 OCOG が選手団長の意見に適切に対応できるようにする。
- 7 IOC 理事会の承認を得た上、オリンピック競技大会の組織に関する特定の分野に対処する専門の作業委員会を設置する。作業委員会は、調整委員会が履行すべき改善に関係する助言を調整委員会に対し行なう。

- 8 オリンピック競技大会開催後は、その組織・構成・運営・管理についての分析を行い、このような事柄について IOC 理事会に報告する。

42 オリンピック村*

- 1 全ての競技者、チーム役員、その他のチーム要員を 1 か所に集めるために、OCOG はオリンピック村をオリンピック競技大会に対しては開会式の少なくとも 2 週間前から閉会式の 3 日後まで、オリンピック冬季競技大会に対しては、開会式の少なくとも 8 日前から閉会式の 3 日後まで使用できるようにしておかなければならない。また、オリンピック村は IOC 理事会が承認した「オリンピック村ガイド」の必要条件を満たしていなければならない。
- 2 オリンピック村に収容されるチーム役員及びその他のチーム要員の割当て数は、IOC 理事会が採択した「競技参加登録及び資格認定ガイド」に記載されるものとする。

規則 42 付属細則

1. 開催都市以外のいずれかの場所での競技種目の開催を IOC が OCOG に許可する際には、IOC 理事会は、「オリンピック村ガイド」に記載されている適切な宿泊設備、サービス、施設を提供する条件を OCOG に付けることができる。
2. SOCOG は、選手、チーム役員及びその他のチーム要員のオリンピック村及び上記の場合に求められるその他の設備での食事、宿泊費及び彼らの現地での交通費を全額負担する。

43 オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を統轄する IF のための施設

オリンピック競技大会開催時には、OCOG は、オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を統轄している IF に対し、専門的・技術的な問題を処理するのに必要な施設を OCOG が費用を負担して提供しなければならない。

さらに OCOG は、IOC 理事会の承認を得ることを前提条件に、IF に対し IF の要請に応じて IF の費用負担により IF がオリンピック競技大会の開催都市で会議や会合を開くことを可能にするような、(その競技の)管理施設や専門施設、宿泊施設などを提供するものとする。

44 文化プログラム*

- 1 OCOG は、文化的ないくつかのイベントを計画し、プログラムを作成しなければならない。プログラムは IOC 理事会に提出し事前に承認を得なければならない。
- 2 文化プログラムは、オリンピック競技大会の参加者とその他の観客との平和で和やかな関係、相互理解及び友情を増進するのに役立つものでなければならない。

規則 44 付属細則

- 1 文化プログラムには下記のものを含まなければならない：
 - 1.1 オリンピック村で開催される文化的行事で、人類の文化の普遍性と多様性を象徴するもの。
 - 1.2 同じ目的を持ったその他の行事で、主として開催都市で開催され、一定数の座席が IOC により資格認定された参加者のために無料で確保されているもの。
- 2 文化プログラムは、少なくともオリンピック村が開かれている全期間を網羅したものでなければならない。

II. オリンピック競技大会への参加

45 参加資格規程*

オリンピック競技大会への参加資格を持つためには、競技者はオリンピック憲章及び IOC が承認した関係 IF の規則に従わなければならない。また、自国の NOC によって参加登録されていないといけない。

オリンピック競技大会に参加する競技者は、全て：

- ・フェア・プレーと非暴力の精神を尊重し、競技場ではその趣旨に添って行動しなければならない。
- ・IOC もしくは IF のルールで禁止されている薬物や処置を利用しないよう自制しなければならない。
- ・あらゆる点で IOC の医事規程を守り、これに従って行動しなければならない。

規則 45 付属細則

- 1 各 IF は、オリンピック憲章に従ってその競技の独自の参加資格基準を定める。その基準は、IOC 理事会に提出して承認を求めなければならない。
- 2 参加資格基準の適用は、IF、その傘下の国内連盟及び NOC にそれぞれの責任範囲において一任されるものとする。
- 3 IOC 理事会が許可した場合以外は、オリンピック競技大会に参加する競技者は、オリンピック競技大会の開催中、その身体、名前、写真もしくは競技の成果が宣伝の目的で使用されることを許してはならない。
- 4 競技者のオリンピック競技大会への出場もしくは参加は、金銭的報酬を条件とするものであってはならない。

46 競技者の国籍*

- 1 オリンピック競技大会に出場する競技者は、その競技者の参加登録を行う NOC の国の国民でなければならない。
- 2 競技者がオリンピック競技大会で代表する国を決定することに関する論争は、全て IOC 理事会が解決するものとする。

規則 46 付属細則

- 1 同時に 2 つ以上の国籍をもつ競技者は、自己の判断により、どちらの国を代表してもよい。しかし、オリンピック競技大会、大陸別競技大会又は地域別競技大会、もしくは関係 IF が承認した地域選手権大会、もしくは世界選手権大会において、1 方の国を代表した後はもう一つの国を代表することはできない。但し、国籍を変更した者もしくは新しい国籍を取得した者に適用される下記第 2 項で規定の諸条件を満たしている者は例外とする。
- 2 オリンピック競技大会、大陸別競技大会もしくは地域別競技大会、もしくは関連 IF が承認した地域選手権大会、もしくは世界選手権大会において、1 方の国を代表した後国籍を変更した者、もしくは新しい国籍を取得した者は、このような変更もしくは取得の 3 年後までは新しい国を代表してオリンピック競技大会に参加してはならない。但し、この期間は、NOC と関係 IF との合意及び IOC 理事会の承認を得て短縮されることがあり、取り消されることもあるものとする。
- 3 連邦に所属する州、行政区としての国・州・省もしくは海外県、国もしくは植民地が独立を実現した場合、あるいは、国境の変更によってひとつの国が他の国に併合された場合、又は、IOC によって新しい NOC が承認された場合にも、競技者は引き続いて現在所属する国もしくは所属していた国を代表することができる。しかし、競技者は、本人が選択を希望する場合、現在所属している国を代表するか、新しい NOC によってオリンピック競技大会に参加を登録するかを選択することができる。但しこの選択は 1 回限りとする。

- 4 この細則に明白に規定されていない全ての場合 - - 特に、競技者が国籍をもつ国以外の国を代表する立場におかれるような場合、もしくは競技者が代表しようと思う国に関して選択をしなければならない立場におかれるような場合 - - には、IOC 理事会が、一般的及び個別的な性格を持つ決定をし、特に、競技者の国籍、市民権、住所もしくは居住場所などに関する特定の必要条件遅延期間の持続期間を含むを提示することができるものとする。

47 年令制限

健康上の理由で IF の競技ルールに定められている制限以外には、オリンピック競技大会に参加する競技者に年令制限はない。

48 医事規程*

- 1 IOC は、他の事項とともに、特にドーピングの禁止を規定し、禁止される薬物及び処置の種類のリストを決定し、認定研究所のリスト作成し、競技者に対しては医薬品管理や検査に応じることを義務付けた医事規程を冒した場合に適用される制裁措置の規程も含まれる。さらに選手の医療に関連する規定も含まれる。
- 2 IOC 会長は、医事委員会を任命する。医事委員会には、以下のような義務を含む事項が委託される。

2.1 IOC 医事規程を作成し、IOC 理事会に提出し、承認を求める。

2.2 IOC 理事会の指示に従って、IOC 医事規程を実施する。

- 3 医事委員会の委員は、いかなる医師の資格においても、オリンピック競技大会において NOC 代表選手団のために行動してはならない。また、各 NOC 代表選手団の団員による IOC 医事規程の不従順に関連する話し合いに参加してはならない。

49 エントリー（参加登録）

- 1 IOC に承認された NOC だけがオリンピック競技大会に競技者をエントリーすることができる。エントリーの最終的な受理権は IOC 理事会にあるものとする。
- 2 国内競技連盟が提出したエントリー申込みに対して職権を行使することができるのは NOC のみとする。国内競技連盟が提出したエントリー申込みを NOC が承認した後、NOC はそのエントリーを OCOG に伝える。OCOG は、その受領を通知しなければならない。NOC は国内競技連盟から提出されたエントリーの正当さを調査し、人種的、宗教的もしくは政治的理由のため、あるいはその他の形の差別を理由に除外された者がいないことを確認しなければならない。
- 1 NOC は、高い水準の国際競技会のために適切な準備ができている競技者だけをオリンピック競技大会に派遣するものとする。国内競技連盟は、エントリーの問題に関して NOC が下した決定に異議を唱える訴えを所属の IF を通して IOC 理事会宛てに行なうことができる。

規則 49 付属細則

- 1 オリンピック競技大会の競技のエントリーの申込方法、申込期限は、IOC 理事会が採択した「競技参加登録及び資格認定ガイド」に含まれる。
- 2 参加登録は、全て IOC 理事会が承認した特別な用紙に活字体で記入し、OCOG が決定した部数を送付しなければならない。

- 3 オリンピック競技大会への参加に先立つ条件として、各競技者は、オリンピック憲章に含まれている規定、及びその競技者が参加する競技を管理する IF のルールを全て遵守しなければならない。また、オリンピック競技大会に参加する競技者は、このような IF によって正式にその資格を与えられた者でなければならない。競技者の参加登録を行う NOC は、その NOC 自身の責任の下にこのような競技者がオリンピック憲章及び医事規程について十分に認識しこれに従って行動することを保証しなければならない。
- 4 国内に承認の NOC がある国で、特定の競技のための国内競技連盟が存在しない場合は、NOC は、競技者を個人の資格でオリンピック競技大会のその競技にエントリーすることができる。但し、それには、IOC 理事会及びその競技を管理している国際競技連盟（IF）の承認を受けることが前提条件である。

5

- 5.1 エントリーフォームは、競技者の参加資格条件並びに競技者が署名した下記の宣誓文を含まなければならない。

宣誓文：「私はオリンピック競技大会に参加する競技者として、国際的及び歴史的に意義のある行事に参加するということを理解し、また、そこに私が参加することを考慮した上で、オリンピック競技大会とオリンピック・ムーブメントの推進に関連して国際オリンピック委員会（IOC）によって現在、もしくは今後認められる条件のもとに、またそのような目的のためにオリンピック競技大会の開催期間中、身元を確認され、フィルム撮影、テレビ放送、写真撮影、その他の形で記録されることに、同意いたします。

私はまた、現在施行されているオリンピック憲章、特にオリンピック競技大会への参加資格に関するオリンピック憲章の（規則 45 及びその付属細則を含む）、IOC 医事規程（規則 48）、マス・メディア規程（規則 59 及びその付属細則）、オリンピック競技大会の際に着用又は使用する衣類もしくは用具のメーカー表示について（規則 61 の付属細則第 1 節）及びスポーツ裁判所による仲裁（規則 74）に従うことに同意いたします。

私が属する国内オリンピック委員会並びに / 又は国内競技連盟よりこれら関係規程及び規則についての指導を受けました。」

5.2 関連国内競技連盟及び NOC は、この宣誓文に署名をし、関連規則が当該競技者に通知されたことを確認し、保証しなければならない。

5.3 エントリーフォームは、コーチ、トレーナー及び役員参加資格条件並びにコーチ、トレーナー及び役員が署名した下記の宣誓文を含まなければならない。
宣誓文：「私はオリンピック競技大会に参加するコーチ / トレーナー / 役員として、国際的及び歴史的に意義のある行事に参加するということを理解し、また、そこに私が参加することを考慮した上で、オリンピック競技大会とオリンピック・ムーブメントの推進に関連して国際オリンピック委員会（IOC）によって現在、もしくは今後認められる条件のもとに、またそのような目的のためにオリンピック競技大会の開催期間中、身元を確認され、フィルム撮影、テレビ放送、写真撮影、その他の形で記録されることに、同意いたします。

私はまた、現在施行されているオリンピック憲章、特にオリンピック競技大会への参加資格に関するオリンピック憲章の（規則 45 及びその付属細則を含む）、IOC 医事規程（規則 48）、マス・メディア規程（規則 59 及びその付属細則）、オリンピック競技大会の際に着用又は使用する衣類もしくは用具のメーカー表示について（規則 61 の付属細則第 1 節）及びスポーツ裁判所による仲裁（規則 74）に従うことに同意いたします。

私が属する国内オリンピック委員会並びに / 又は国内競技連盟よりこれら関係規程及び規則についての指導を受けました。」

6 上記規定が守られていないエントリーは無効とする。

7 正式にエントリーをした代表選手団、チームもしくは個人が、IOC 理事会の同意を得ることなく出場を取り消した場合、このような行為はオリンピック憲章違反であり、懲戒処分の対象となるものとする。

8 IOC 理事会の決定が開催国との契約に記載されていない限り、オリンピック競技大会に出場する選手の数、1 万（10,000）人以下、役員数は 5 千（5,000）人以下とする。

50 オリンピック憲章違反

IOC 理事会は、オリンピック憲章に違反したいかなる者からも資格の認定を取り消すことができる。違反を犯した競技者もしくはチームは失格となり、すでに獲得したいかなる成績の承認も取り消されるものとする。また、その競技者もしくはチームが獲得したいかなるメダル、その競技者もしくはチームに与えられたいかなる賞状も取り戻されるものとする。

III. オリンピック競技大会のプログラム

51 オリンピック競技

下記の IF によって管理されている競技を、オリンピック競技と見なす：

1 オリンピアド競技大会

- ・ 国際アマチュア陸上競技連盟 (IAAF)
- ・ 国際漕艇連盟 (FISA)
- ・ 国際バドミントン連盟 (IBF)
- ・ 国際野球連盟 (IBA)
- ・ 国際バスケットボール連盟 (FIBA)
- ・ 国際アマチュア・ボクシング連盟 (AIBA)
- ・ 国際カヌー連盟 (FIC)

- ・国際自転車競技連盟（UCI）
- ・国際馬術連盟（FEI）
- ・国際フェンシング連盟（FIE）
- ・国際サッカー（サッカー）連盟（FIFA）
- ・国際体操連盟（FIG）
- ・国際ウエイトリフティング連盟（IWF）
- ・国際ハンドボール連盟（IHF）
- ・国際ホッケー連盟（FIH）
- ・国際柔道連盟（IJF）
- ・国際レスリング連盟（FILA）
- ・国際アマチュア水泳連盟（FINA）
- ・国際近代五種連合（UIPM）
- ・国際ソフトボール連盟（ISF）
- ・国際テコンドー連盟（WTC）
- ・国際テニス連盟（ITF）
- ・国際卓球連盟（ITTF）
- ・国際射撃連合（ISSF）
- ・国際アーチェリー連盟（FITA）
- ・国際トライアスロン連合（ITU）
- ・国際ヨット連合（ISAF）
- ・国際バレーボール連盟（FIVB）

2 オリンピック冬季競技大会

- ・国際バイアスロン連合（IBU）
- ・国際ボブスレー・トボガニング連盟（FIBT）
- ・国際カーリング連盟（WCF）
- ・国際アイスホッケー連盟（IIHF）
- ・国際リュージュ連盟（FIL）
- ・国際スケート連合（ISU）
- ・国際スキー連盟（FIS）

52 競技プログラム、競技・種別・種目の追加

オリンピック競技大会のプログラムはIOCが作成する。これにはオリンピック競技のみを含めるものとする。

1 オリンピック競技大会のプログラムに含まれるオリンピック競技

1.1 オリンピック競技大会のプログラムに含まれるためには、オリンピック競技は下記の基準に合致していなければならない：

1.1.1 オリンピアド競技大会のプログラムに含めることができるのは、男性によっては、4大陸で少なくとも75か国、女性によっては、3大陸で少なくとも40か国広く行われている競技のみとする。

1.1.2 オリンピック冬季競技大会のプログラムに含めることができるのは、3大陸で少なくとも25か国広く行われている競技のみとする。

1.1.3 オリンピック・ムーブメント・アンチドーピング規程を適用する競技、特に世界アンチドーピング機関の規則に従い、競技外でドーピング検査を行う競技のみがオリンピック競技大会のプログラムに入れられるものとする。

- 1.1.4 競技がオリンピック競技大会のプログラムに加えられる承認は、当該オリンピック競技大会の少なくとも7年前までとし、以後この変更は認めないものとする。

2 種別

- 2.1 『種別』は、オリンピック競技の1部門であり、1つもしくはいくつかの種目で構成されるものであって、オリンピック競技大会のプログラムに含まれるためには公式に認められた国際的な地位を持つものでなければならない。
- 2.2 『種別』をオリンピック競技大会のプログラムに入れるための基準は、オリンピック競技に要求される基準と同じとする。
- 2.3 オリンピック競技大会のプログラムに、『種別』を入れるための承認は当該オリンピック競技大会の少なくとも7年前までとし、以後この変更は認めないものとする。

3 種目

- 3.1 『種目』は、オリンピック競技もしくはその『種別』における一つの競争であり、結果として順位を生み、メダルや賞状の授与のもととなるものである。
- 3.2 『種目』がオリンピック競技大会のプログラムに含まれるためには、競技人口数の上でも、地理的にも両方で認められた国際的な地位を持ち、少なくとも2度は世界選手権大会もしくは大陸選手権大会に含められた実績をもっていなければならない。
- 3.3 オリンピック競技大会のプログラムに含められるのは、男性によっては、3大陸で少なくとも50か国、女性によっては、3大陸で少なくとも35か国行われている『種目』のみとする。
- 3.4 オリンピック競技大会への『種目』を加えるための承認は、当該オリンピック競技大会の4年前に行い、以後この変更は認めないものとする。

4 競技、種別、種目を加えるための承認基準

- 4.1 オリンピック競技大会のプログラムに含まれるためには、いかなる競技、種別、種目もこの規則で定められた条件を満たしていなければならない。
- 4.2 競技の結果が、本質的に、機械的な推進力に依存する競技、種別もしくは種目は受け入れない。
- 4.3 IOC が特に決定を下さない限り、単一の種目が同時に個人とチーム両方の順位のもととなることはできない。
- 4.4 オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技、種別、種目の内、もはやこの規則の基準を満たしてはいないものも、一部、例外的な場合においてはオリンピックの伝統を守るために IOC の決定によってそのままプログラムに含めておくことができるものとする。

5 IF のオリンピック競技大会への参加確認

オリンピック競技大会のプログラムに含まれている競技を管理している IF は、遅くともオリンピック競技大会の開催都市を選定する IOC 総会までに IOC 宛てに当該オリンピック競技大会への参加を確認しなければならない。

6 種別又は種目の例外的な追加

例外的な場合には、関係 IF 及び OCOG の同意を得ることを前提条件に、IOC は、特定のオリンピック競技大会のプログラムにいずれかの種別もしくは種目を含めるために上記項目 2 及び 3 の時間的制約の規定に反してもよい。

7 競技、種別、種目の承認又は除外に関する権限

競技の承認もしくは除外は、IOC 総会の権限内に置くものとする。種別、種目の承認もしくは除外は、IOC 理事会の権限内に置くものとする。

53 オリンピック競技大会のプログラム

- 1 オリンピアド競技大会のプログラムには少なくとも 15 のオリンピック競技が含まれていなければならない。この最低必要数は、オリンピック冬季競技大会のためには存在しない。
- 2 各オリンピック競技大会の後、IOC はそのオリンピック競技大会のプログラムを見直す。
- 3 見直しの各機会には、競技、種別、種目の追加基準が見直され、競技、種別もしくは種目の追加や除外が権限をもった IOC の機関によって決定される。

54 IF が主催する予選会

- 1 特定の競技については、オリンピック競技大会に参加する競技者、特にチーム競技においては参加チームを指定するために、IF が参加資格を与えるための競技会を催したり、その他の形で参加制限制度を設けたりすることができる。
- 2 制限制度及び参加資格を与えるための競技会制度は、IOC 理事会が決定する範囲内でオリンピック憲章の規定の対象となるものとする。参加資格を与えるための方式は IOC 理事会に提出して承認を求めなければならない。NOC は、IF が主催する参加資格を与えるための競技会に関する事柄全てについての情報を IOC から受けるものとする。
- 3 規則 59、69、及び 70 は参加資格を与えるための競技会には適用されない。

55 OCOG が主催するプレ・オリンピック大会

- 1 IOC 理事会に提出して承認を求めた方式に従って、OCOG は IF との協議の上、オリンピック競技大会で使用される施設をテストする目的でプレ・オリンピック大会を開催することができる。

- 2 各競技のプレ・オリンピック大会は、関係 IF の技術的指導のもとに行われなければならない。
- 3 プレ・オリンピック大会は、IOC 理事会が決定する範囲内においてオリンピック憲章の規定の対象となるものとする。

56 オリンピック競技大会への参加*

参加登録者数は、関係 IF との協議の上、大会 2 年前に IOC 理事会が決定する。

規則 56 付属細則

個人競技の参加登録者数は世界選手権大会で規定されている人数を超えてはならない。また、どの種目においても 1 国につき 3 人を超えてはならない。但し、1 部の冬季競技については IOC 理事会は例外を認めることができる。

チーム競技については、IOC 理事会による変更がない限り、参加チーム数は、男女それぞれについて 12 チームを超えてはならず、8 チーム以下でなくてはならない。

個人競技であれチーム競技であれ、ある特定競技では補欠人数を公平に分配するために、またる競技では 1 種目当り 1 カ国 1 名で補欠がないという事情を考慮して、IOC 理事会は、関係 IF との協議の後、補欠の人数を増やしたり減らしたりすることができる。

57 技術的な準備*

- 1 オリンピック競技大会のスケジュールを含むあらゆる技術的調整をするために、OCOG は関係 IF と協議をしなければならない。OCOG はまた、さまざまなオリンピック競技が公平にかつ差別なく扱われることを保証しなければならない。

- 2 各種目の日程及び日々の時間の割り振りについての最終的な決定は IOC 理事会が行う。各競技における全ての種目の実施は、OCOG との協議の上、関係 IF の直接責任のもとにおかれるものとする。
- 3 各 IF は、当該競技の技術的管理及び指揮下責任を持ち、競技場、練習場並びに用具は全て IF の規定に合致したものでなければならない。
- 4 遅くともオリンピック競技大会の開会の 3 年前までに、IF は OCOG と協議の上、オリンピック競技大会で使用する技術的な設備や競技用装置又は用具などの選考について IOC 及び NOC に通知しなければならない。各 IF は、IOC 理事会が定める規定の枠内において、このような競技用装置や用具が特定の会社により調達されるよう要請することができる。
- 5 必要な技術役員（審判員、ジャッジ、計時係、監督者）や各競技に 1 人の上訴審判団、当該 IF の推薦に基づいて、IOC 理事会が設定した総数の範囲内で当該 IF が任命する。それらは、該当 IF の指示に従い、OCOG と協調してその任務を遂行する。
- 6 判定に加わった役員はその判定の結果発生した論争に裁定を下す審判団のメンバーになることはできない。
- 7 審判団が下した結論は、可能な限り迅速に IOC 理事会に報告しなければならない。
- 8 審判団はそれぞれの競技に関する全ての技術的問題について決定を下す。全ての関連する裁置をも含めて審判団が下した決定は、抗議される大正とされない。ただし、IOC 理事会もしくは IOC 総会によって下されるその後の処分及び制裁措置に委ねるものとする。
- 9 OCOG は、IF によって任命された全ての技術役員の宿泊施設として、オリンピック村とは別の施設を提供しなければならない。技術役員及び審判団のメンバーはオリンピック村に宿泊してはならない。それらのメンバーは、NOC の選手団に所属せず当該 IF に対してのみ責任を負うものとする。

規則 57 付属細則

1 オリンピック競技大会での IF に関する技術的規定：

IF は下記の権利及び責任を持つ：

- 1.1 当該競技、種別、種目の技術的規則を制定する。これには、競技の結果についての基準、用具、設備、施設の技術的な仕様、動き、練習又は試合の規則、技術的な失格の規則及び判定と計時の規則なども含めるものとする。
- 1.2 オリンピック競技大会の最終的な結果及び順位を確定する。
- 1.3 IOC の許可を前提にオリンピック競技大会での試合及び練習の競技会場及び練習会場における技術的な管轄権を行使する。
- 1.4 当該 IF の提案に基づいて、IOC 理事会が定めた総数の範囲内で開催国及び外国から、ジャッジ、審判員、その他の技術役員を選ぶ。開催国以外の国から派遣されるジャッジ、審判員、その他の技術役員の宿泊費、交通費及びユニフォーム費は OCOG が支払うものとする。
- 1.5 OCOG と調整をはかり、当該競技施設の準備期間中に 2 名の代表を派遣し、競技ルールが守られていることを確認し、技術役員及び審判員に提供される宿泊、食事、交通などの条件を点検する。
 - 1.5.1 参加登録に関して全ての必要な準備をするために、各 IF からはそれぞれの競技の最初の種目が開始される少なくとも 5 日前までに 2 人の代表が派遣されなければならない。

- 1.5.2 このような期間、及びオリンピック競技大会が終了するまでの間に、このような代表者が必要とした正当な費用（ビジネス・クラスの航空運賃〔旅行距離が 2500km を超える場合〕、もしくはエコノミー・クラス〔旅行距離が 2500km を超えない場合〕、食費、宿泊費）は OCOG が支払う。
- 1.5.3 技術的な理由で、代表者の滞在もしくは追加の派遣団が必要であるなどの例外的な場合には、OCOG が IOC に報告の後、適切な手配をする。意見の相違がある場合には IOC 理事会が決定を下すものとする。
- 1.6 全ての選手がオリンピック憲章の規則 59 と 61 の規定を遵守していることを確認する。
- 1.7 IOC 及び NOC の管轄の下に、オリンピック競技大会の前（予選試合）及びその大会期間中、選手の参加資格についての IOC 規則を遵守する。
- 1.8 立候補都市向けの技術的事項に関するアンケートの準備及び改訂を行う。
- 2 事前に IOC 理事会に提出して承認を求めるもので、IF と OCOG の合意を必要とする技術的規定：
 - 2.1 『オリンピック競技大会』での各競技別デイリー・プログラム。
 - 2.2 オリンピック競技場の敷地外の場所で行われる種目（例：ヨット、マラソン、競歩、自転車のロード、総合馬術）の日程。
 - 2.3 オリンピック競技大会の前、及び大会期間中の練習用施設の必要条件。
 - 2.4 競技場で使用される専門的な用具で IF の技術的規則に定められても列挙されてもいないもの。

- 2.5 競技結果を確定するための技術的設備。
 - 2.6 オリンピック競技大会期間中必要な IF 役員（ジャッジ、審判員、など）のユニフォーム。
- 3 IOC 理事会の承認を必要とする IF からの提案：
- 3.1 IOC が決定したルール、基準、条件の範囲内で、種目の採用、削除を含めた当該競技のオリンピック・プログラムの制定。
 - 3.2 オリンピック競技大会に参加するチーム数、及び各種目あたり、及び各国あたりの選手数の制定。
 - 3.3 出場資格を与えるための予選システムをオリンピック競技大会の 3 年前までに確立する。
 - 3.4 オリンピック競技大会への参加資格を与える予選会での競技者（又は、予選会グループのチーム）のグループの編成及び選抜のシステムを確立する。
 - 3.5 個人競技もしくはチーム競技における補欠の人数を確定する。
 - 3.6 ドーピング・テストの対象となる選手の人数の決定、及びその対象選手を選定する。
 - 3.7 世界選手権大会及び大陸選手権大会において IF がフェミニニティ証明書を発行した選手のリストの作成。この証明書は、前回のオリンピック競技大会において IOC が発行した証明書に加えて、当該オリンピック競技大会でも有効であるものとする。
 - 3.8 オリンピック競技大会の準備を監督するための 2 人以上の技術代表の派遣、もしくはオリンピック憲章に規定されている以外の追加視察団の派遣。

- 3.9 IF がオリンピックの競技について、いかなる媒体による視覚的もしくは視聴覚的な記録の制作。但し、いかなる使用でもこのようなレコーディングを商業的な目的で使用してはならない。

58 国際ユース・キャンプ

IOC 理事会の許可を得て、OCOG は、自らの責任の下にオリンピック競技大会の際に国際青少年キャンプを開催することができる。

59 オリンピック競技大会のメディアによる報道*

- 1 オリンピック競技大会におけるメディアによる報道が、その内容によって、オリンピックの原理を普及することを、オリンピック・ムーブメントの目的の一つであるものとする。
- 2 オリンピック競技大会のためにさまざまなメディアによる十分なニュース報道、及びできる限り広い範囲に及び観衆を確保するために、IOC はあらゆる必要な手技を決定し、OCOG はこれを実施する。
- 3 オリンピックの ID カード、及び資格認定カードの発行及び取消しを含めて、オリンピック競技大会でのマス・メディアに関する全ての問題は IOC 理事会の権限内におかれるものとする。

規則 59 付属細則

- 1 IOC 理事会はメディア・ガイドを作成する。
- 2 メディア・ガイドは、オリンピック競技大会の開催地選定の際に、IOC、当該 NOC、開催都市の間で締結される契約書の不可欠な 1 部分を構成するものとする。

- 3 オリンピック競技大会について取材する者は全て、メディア・ガイドに規定された条件に従って資格認定を受けるものとする。資格認定を受けるための申請用紙は規定の期限内に NOC が、IOC 宛てに送付しなければならない。但し、放送契約を結んでいる放送会社や承認の国際通信社は例外とし、その申請は直接 IOC 宛てに送付するものとする。
- 4 資格の認定はオリンピックの行事への出入りを保証するものである。制限が必要であると思われる場合、IOC は資格を認定されているメディアの正当な要求を満たすようあらゆる努力をする。
- 5 いかなる事情があっても、オリンピック競技大会の開催期間中は、いかなる選手、コーチ、役員、プレス・アタッシュもしくはいかなる他の資格認定を受けた参加者もジャーナリストとしての認定を受けたり、もしくはなんらかの他のメディアの資格において行動したりしてはならない。

60 出版物*

IOC が必要とする出版物は、OCOG が費用を負担して印刷され配布されるものとする。

規則 60 付属細則

- 1 OCOG は、各競技についてフランス語、英語、及び開催国の言語で書かれ、一般のプログラム及び取決め事項を含めた解説書を、オリンピック競技大会の開会の遅くとも 1 年前までに IOC、関係 IF、全ての NOC 宛てに配布しなければならない。
- 2 医事規程に関するパンフレットは、OCOG が IOC 理事会の指示に従って、オリンピック冬季競技大会の遅くとも 6 ヶ月前、オリンピックアード競技大会の 1 年前までに配布しなければならない。

3

- 3.1 オリンピック競技大会のための印刷物（招待状、参加者リスト、入場券、プログラムなど）及び配布されるバッジなどには、全てにそのオリンピックアードの回数及び開催都市の名前が記されなければならない。
- 3.2 オリンピック冬季競技大会の場合は、開催都市の名前及びその大会の回数が表示されなければならない。
- 4 OCOG は、オリンピック競技大会の閉会后 2 年以内に、開催されたオリンピック競技大会についての充分かつ完全な公式報告書を少なくともフランス語と英語で IOC のために発行しなければならない。
- 5 OCOG が作成する公式報告書で扱うべき事項は IOC 理事会が決定する。IOC の各委員、各名誉委員、並びに参加各 IF、各 NOC には、各 1 部を、IOC 事務局には 100 部を、それぞれ無料で配布されるものとする。
- 6 この細則で触れた全ての印刷物及び出版物は、事前承認を得るためそれぞれの校正刷りを IOC 理事会に提出しなければならない。

61 宣伝と広告*

- 1 オリンピック・エリアにおいては、いかなる種類のデモンストレーションも、いかなる種類の政治的、宗教的もしくは人種的な宣伝活動は認められない。オリンピック施設の 1 部であると考えられるスタジアム、及びその他の競技エリア内、及びその上空ではいかなる形の広告も許可されない。スタジアム内あるいはその他の競技グラウンド内では、商業目的の装置や広告用の看板などの設置は許可されない。
- 2 なんらかの形で宣伝や広告を許可するための原則及び条件を決定する権限は、IOC 理事会だけが持つものとする。

規則 61 付属細則

- 1 選手もしくはその他のオリンピック競技大会への参加者の身体、もしくは着用したり使用したりするスポーツウェア、アクセサリ、さらに一般的に、着用したり使用したりする衣類、もしくは用具には、いかなる形の広告や宣伝やコマーシャル等の表示をもしてはならない。但し、下記項目 8 に規定の通り、その用品もしくは用具のメーカーの表示が、著しく広告を目的にした場合を除き、例外として認める。
 - 1.1 メーカー表示は一用品もしくは一用具につき一つまでとする。
 - 1.2 用具：メーカーの表示が競技中に使用される用具の表面積の 10%を超えるものは、いかなるものでも著しく表示されているものと見なす。しかしながら、面積 60cm² 以上のメーカー表示は認められない。
 - 1.3 頭部着用物（例、帽子／ヘルメット／サングラス／ゴーグル）及びグローブ：大きさが 6cm² を超えるメーカー表示はいかなるものでも著しく表示されているものと見なす。
 - 1.4 衣類（例、T シャツ／ショートパンツ／ジャージ上下）：大きさが 12cm² を超えるメーカー表示はいかなるものでも著しく表示されているものと見なす。
 - 1.5 靴類：メーカー独自のデザインパターンの表示は許可する。また、メーカーの名称及び／又はロゴマークの大きさが最大 6cm²L まででメーカー独自のデザインパターンの一部又は独立したものとして使用されるものに限ってはその表示を許可する。
 - 1.6 国際競技連盟によって特別な規則が定められた場合、上記の規則への例外をIOC 理事会は承認できるものとする。

尚、この規定条項への違反は、結果として関係する人物の失格及び資格認定の取り消しをもたらすものとする。この件に関しては IOC 理事会の決定を最終のものとする。

競技者がつけるナンバーには、いかなる種類の広告もつけてはならず、OCOG のオリンピック・エンブレムをつけなければならない。

- 2 OCOG の契約で宣伝広告の要素を含むものオリンピック競技大会のエンブレムやマスコットの使用権又はライセンスを含むが有効であるためには、全てオリンピック憲章及び IOC 理事会が与えた指示に従っていないなければならない。同じ規定は時間の計測用具やスコアボードに関する契約、及び、テレビ番組の中になんらかのアイデンティフィケーション・シグナルを入れることに対しても適用されるものとする。尚、このような規定の違反は IOC 理事会の権限の下におかれるものとする。
- 3 オリンピック競技大会のために創作されたマスコットは、いかなるものでも一つのオリンピック・エンブレムであると見なす。オリンピック・エンブレムのデザインは、OCOG が IOC 理事会に提出して承認を求めなければならない。このようなマスコットは、いずれの NOC の国でも書面による事前承認なしに商業目的のための使用はできない。
- 4 OCOG は、IOC の利益を守るために、オリンピック競技大会のエンブレム及びマスコットの所有権を、国内でも国際的にも確実に保護しなければならない。とはいえ、OCOG だけ OCOG の解散後は開催国の NOC だけがこのようなエンブレム、マスコット、及びオリンピック競技大会に関連したその他のマーク、デザイン、バッジ、ポスター、物品、資料などをオリンピック競技大会の準備期間中、その開催期間中及び遅くともこのようなオリンピック競技大会が開催された暦年が終わるまでの期間、活用することができるものとする。この期間の終了後、このようなエンブレム、マスコット、及びその他のマーク、デザイン、バッジ、ポスター、物品、資料などに関する権利は、全て、以後完全に IOC に所属するものとする。OCOG 及び / 又は当該 NOC は、この点に関する IOC の独占的な利益のために、場合に応じて必要な範囲内で、(受託者の資格において) 管財人の役を果たすものとする。

- 5 この細則の規定は、IOC 総会もしくはオリンピック・コンGRESの組織委員会によって調印された全ての契約にも必要な変更を加えて適用されるものとする。
- 6 競技者及び役員の地位にある全ての者のユニホームには、自国の NOC の旗あるいはオリンピック・エンブレム、もしくは OCOG の同意を得て OCOG のオリンピック・エンブレムを含めることができる。IF の役員はそれぞれの連盟のユニホーム及びエンブレムを着用することができる。
- 7 計時装置及びスコアボードを含む全ての技術的装置、設備及びその他の器具で、選手もしくはその他の参加者がオリンピック競技大会で使用しないもののメーカーの表示は、いかなる事情があっても問題の装置、設備、もしくは器具の高さの 10 分の 1 以上であってはならず、10 センチメートル以上の高さ（長さ、大きさ）であってはならない。
- 8 メーカー表示という言葉は、名前、称号、商標、ロゴもしくはその他メーカーの特色のある標示の通常の表示を意味し、1 つのものが 2 度以上表示されることはないものとする。

62 音楽作品*

IOC は、オリンピック競技大会に関連して特別に注文された全ての音楽作品の著作権の所有者に指定されなければならない。このような手続きが IOC の満足のいく形で行われることを、OCOG 並びに当該 NOC は保証しなければならない。

規則 62 付属細則

IOC 理事会は、音楽作品を活用するための全ての権利を OCOG、そしてオリンピック競技会の閉会式から 4 年の間開催国の NOC に、総収入に対する一定の著作権使用料を支払うことを交換条件に与えることができる。IOC 理事会は、オリンピック競技大会の開催期間中いかなる著作権使用料も支払うことなくオリンピック讃歌を非独占的に使用する許可を OCOG に与える。

63 オリンピック競技大会前の OCOG による商業広告

IOC 理事会の承認がない限り、各 OCOG は、自らが責任を持つオリンピック競技大会の開前

2 年の期間がスタートするまでは、自らが契約を結ぶ全ての実在人物もしくは法人がオリンピック競技大会に関するあらゆる形の宣伝・広告を抑制することを保証しなければならない。

IV. プロトコール

64 招待状*

オリンピック競技大会への参加招待状は、IOC によって開会式の 1 年前に送付されるものとする。招待状は承認されている NOC 全てに送付されるものとする。

規則 64 付属細則

- 1 オリンピック競技大会への参加招待状は下記のような言葉で表されるものとする。
「国際オリンピック委員会は、.....において、.....より.....までの間に開催される第.....回オリンピアド競技大会（もしくは、第.....回オリンピック冬季競技大会）にご参加下さいますよう、貴殿をご招待申し上げますことを光栄に存じます」

- 2 招待状は、書留航空便もしくは特別なクーリエによって同時に発送されなければならない。NOC はこの招待に対し、書面で返事をしなければならない。返事は、招待状の発送日から 4 ヶ月以内に IOC によって受理されなければならない。
- 3 NOC はオリンピック競技大会への参加招待状を受け取り次第、その旨を IOC に書面で通知しなければならない。
- 4 オリンピック競技大会の開会式の遅くとも 2 ヶ月前までに、各 NOC は OCOG に書面で自国からの派遣選手団のおおよその人数を通知しなければならない。

65 オリンピック ID 兼資格認定カード

- 1 オリンピック ID 兼資格認定カードは、その所持者にオリンピック競技大会に参加する権利を与える証明書である。
- 2 オリンピック ID 兼資格認定カードは、その所持者の身分を証明し、その所持者のパスポートその他の公的な旅行証明書とともにオリンピック競技大会を開催する都市がある国への入国を許可する証書となるものである。同カードは、オリンピック競技大会の開催期間中、及びオリンピック競技大会の開会前 1 ヶ月及び終了後 1 ヶ月を超過しない期間中、そこに滞在して自らのオリンピック関連の任務を遂行することを所持者に許可するものである。
- 3 オリンピック ID 兼資格認定カードは、IOC によって資格認定を受ける資格のある人に与えられる。IOC 理事会はこの権限の 1 部もしくは全てを OCOG に委任することができる。このような場合、OCOG は IOC に指定された全ての人々がオリンピック ID 兼資格認定カードを入手、利用できるようにしなければならない。
- 4 オリンピック ID 兼資格認定カードの仕様、カテゴリーとその対象者、特権、諸手続きと締め切り等の詳細は、IOC 理事会が採択した「競技参加登録及び資格認定ガイド」に含まれる。

66 オリンピック ID 兼資格認定カードに付属する権利

オリンピック ID 兼資格認定カードは、同カードに指定の通り、個人個人の必要性に応じて、会場及び各種イベントに出入りする資格を OCOG の責任の下に、IOC が与えるものである。IOC は、このようなカードを受け取る資格のある人物を決定し、それを与えるための条件及びその発行手続きを定める。OCOG は資格を設定された人物にカードを配布する義務がある。

67 オリンピック旗の使用

- 1 オリンピック競技大会の開催中は、メイン・スタジアムの目立つ場所に立てたメインポールに大きなオリンピック旗を掲げておかなければならない。この旗は、オリンピック競技大会の開会式で掲揚し、閉会式に降納されるものとする。
- 2 オリンピック村、競技場、練習場及びその他 OCOG の責任下にある全ての場所は、多数のオリンピック旗で飾られていなければならない。
- 3 開催都市内には、多数のオリンピック旗が、他の旗とともに掲げられていなければならない。

68 オリンピック聖火の使用

- 1 オリンピック聖火をオリンピック・スタジアムに運ぶ責任は OCOG が負う。オリンピック聖火の通過もしくは到着が契機となって関係 NOC の主催の下におこなわれる祝賀行事は、IOC が定めたプロトコールを尊重するものでなければならない。オリンピック聖火に関係した聖火リレーの手配は、いかなるものでも全て IOC 理事会の承認を得なければならない。

- 2 オリンピック聖火は、はっきりと見える目立つ場所で、スタジアムの構造が可能ならばスタジアムの外からも見える場所におかなければならない。

69 開会式及び閉会式*

- 1 開会式及び閉会式は、IOC が定めたプロトコールに従って開催されなければならない。これらはオリンピズムの人道的原則を反映及び描くものとし、その普及に貢献するものとする。
- 2 開会式は、オリンピック競技大会とオリンピック冬季競技大会の競技の 1 日以上前には行わないものとする。閉会式は、オリンピック競技大会とオリンピック冬季大会の競技の最終日に行なうものとする。
- 3 このような式典の詳細なプログラムは、OCOG が提案し、IOC 理事会に提出して承認を得なければならない。

規則 69 付属細則

- 1 開会式
 - 1.1 オリンピック競技大会の開会宣言は開催国の国家元首によって行われるものとする。
 - 1.2 開催国の国家元首は、スタジアムの入口で IOC 会長及び OCOG 会長の出迎えを受ける。両会長は、そのあと同国家元首を貴賓席のボックスへ案内する。

- 1.3 参加者の行進がこれに続く。各選手団は、公式ユニホームを着用し、選手団の名が書かれたプラカードに先導され、選手団の1人がもつ選手団の旗とともに行進する。参加選手団の旗及びプラカードはOCOGが提供するもので、かつ同じ大きさでなければならない。プラカードを掲げ持つ先導者は、OCOGが指名する。
- 1.4 行進に参加する者は、旗、のぼり、吹き流し、カメラ、その他の人目につくアクセサリーや品物で、公式ユニホームの一部ではないものをもっていない。
- 1.5 選手団は開催国の言語でのアルファベット順に行進する。但しギリシャと開催国は例外で、ギリシャは行進の先頭に立ち、開催国は最後尾とするものとする。1選手団につき最高6名の役員に先導される。この行進に参加できる者は、オリンピック村に宿泊する権利を持ってオリンピック競技大会に参加する選手のみとする。
- 1.6 選手団は、貴賓席のボックス前を通過する際、開催国の国家元首並びにIOC会長に敬礼をする。各選手団は、行進が終われば指定された席につき、セレモニーを見物する。但し、旗手だけはそのままフィールドに残る。
- 1.7 IOC会長が、OCOG会長に伴われて貴賓席正面のフィールド上に設けられた演壇に進む。OCOG会長が最高3分間の祝辞を述べ、次のように、つけ足す：「私は、国際オリンピック委員会会長、……氏にご挨拶をお願いするため、お招きする榮譽をえました。」
- 1.8 次に、IOC会長がピエール・ド・クーベルタンに触れる挨拶をし、こうつけ加える：「私は、第……回、近代オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）の開会宣言をお願いするために、……（開催国の国家元首）……をお招きする榮譽を得ました」

- 1.9 開催国の国家元首は、次のように開会宣言をする：「私は、……（開催都市の名前）……で開催する第……回近代オリンピック競技大会（又は、第……回オリンピック冬季競技大会）の開会を宣言いたします。」
- 1.10 オリンピック讃歌が演奏されている間に、水平に広げたオリンピック旗がスタジアムに運ばれ競技場内に立てられたメインポールに掲揚される。
- 1.11 オリンピック聖火が走者達のリレーによってスタジアムに運び込まれる。最後の走者がトラックを一周し、オリンピック聖火に点火する。聖火はオリンピック競技大会の閉会式まで消されてはならない。聖火への点火に続いて、平和を象徴する鳩が解き放たれる。
- 1.12 全ての選手団の旗手が、演壇の周りに集まって半円形をつくる。開催国の競技者一人が演壇に上がる。彼は、左手でオリンピック旗の端をもち、右手を挙げて、次のように厳粛に宣誓する：
- 1.13 「私は、全ての選手の名において、我々がこの大会を律するルールを尊重し、これを守り、ドーピングを行わず、また麻薬を使用せず競技に全力で取り組み、真の意味でのスポーツマンシップにおいて、スポーツの栄光とチームの名誉のためにこのオリンピック競技大会に参加することを宣誓いたします。」
- 1.14 その直ぐ後に、開催国から一人の審判員が演壇に上がり、同様にして次のように宣誓する：「私は、全ての審判員及び役員の名において、われわれが真の意味でのスポーツマンシップにおいて、この大会を律するルールを尊重し、これを守り、完全な公平さをもってルール通りにこのオリンピック競技大会の競技を進行させることを誓います。」

- 1.15 次に、開催国の国歌が演奏される（又は歌われる）。その後、旗手達は彼らのために確保されている指定席に進み芸術プログラムを見る。
- 1.16 オリンピック競技大会の副開催地での第二の開会식을 IOC が承認する場合には、OCOGの提案に基づいてそのプロトコールをIOC理事会が決定するものとする。

2 閉会式

- 2.1 閉会式は、全てのイベントが終了した後にスタジアムで行われなければならない。オリンピック村に宿泊する権利を持ってオリンピック競技大会に参加した者は、彼らのためにスタンドに確保された指定席につく。代表選手団の旗手、及び選手団名を書いたプラカードを持つ者は、1 列になってそのオリンピック競技大会の開会式の時と同じ順序でスタジアムにはいり、同じ位置につく。彼らの後に続いて選手達が国別に別れることなく行進する。
- 2.2 続いて、旗手達が演壇の後ろに半円形に並ぶ。
- 2.3 IOC 会長及び OCOG 会長が演壇に上がる。優勝旗の掲揚に使用されてきた中央のポールの右側に立つポールにギリシャの国歌の演奏にあわせてギリシャの国旗が掲揚される。続いて、中央のポールに開催国の国旗が掲揚され、その間に開催国の国歌が演奏される。最後に、次回オリンピック競技大会の開催国の国旗がその国歌の調べにあわせて左側のポールに掲揚される。
- 2.4 開催都市の市長が IOC 会長のいる壇上に上がり、オリンピック旗を返還する。次に、IOC 会長はその旗を次回オリンピック競技大会の開催都市の市長に預ける。この旗は、次回オリンピック競技大会までの間、その開催都市の市庁舎に掲揚されなければならない。
- 2.5 OCOG 会長の挨拶の後、IOC 会長がオリンピック競技大会の閉会の言葉を述べる。これは、次のような言葉で終わるものとする：

「私は、ここに、第……回オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）の閉会を告げ、伝統に従って、世界の若者にこう呼び掛けるものであります。4年後には、……（次期開催都市がまだ選定されていない場合には、都市の名前に代えて『これから選ばれる場所』という言葉を使う）……に集まろう。そしてそこで、我々と共に第……回オリンピック競技大会（もしくは、第……回オリンピック冬季競技大会）を開催しよう！」

- 2.6 ファンファーレが鳴り、オリンピック聖火が消され、オリンピック讃歌が演奏される間にオリンピック旗がゆっくりと降ろされ、ポールから外されて水平に広げられたまま競技場の外へ運ばれる。後に旗手達が続く。別れの歌が鳴り響く。

70 表彰式・メダルと賞状の授与*

表彰式はIOCが決定したプロトコールに従って行われなければならない。メダル及び賞状はOCOGが準備し、IOCが授与する。メダル及び賞状はIOCに所属するものとする。

規則 70 付属細則

1 表彰式

- 1.1 メダルは、『オリンピック競技大会』の開催中に、IOC会長（もしくは会長が選んだ委員）によって、関係IFの会長（又はその代理）の立会いのもとに、できればその種目の終了直後に、競技が行われた場所で次のように、贈呈されるものとする。1位、2位、3位の競技者が、公式の服装もしくは競技用の服装で貴賓席に面した表彰台上のそれぞれの位置に立つ。優勝者の台は、その右側に設けられた第2位の競技者の台及び左側に設けられた第3位の競技者の台よりわずかに高い。彼らの名前、及び他の入賞者の名前が読みあげられる。優勝者の所属する選手団の旗がセントラル・ポールに掲揚され、第2位、第3位の競技者の所属する選手団の旗も競技場に向かってセントラル・ポールの左右に並んで立つポールに掲揚される。優勝者の所属する選手団の歌（短縮したもの）が演奏される間は、メダル受賞者たちは旗の方向を向くべきものとする。

2 メダル及び賞状

- 2.1 個人種目では、優勝者には銀台金張り（又はメッキ）のメダルと賞状が授与される。第 2 位には銀メダルと賞状、第 3 位には銅メダルと賞状が授与される。メダルには、受賞の対象となった競技及び種目が明記され、競技者の首にかけられるように取り外し可能な鎖又はリボンに取り付けなければならない。第 4 位、5 位、6 位、7 位、8 位の選手にも賞状は授与されるが、メダルは授与されない。1 位、2 位もしくは 3 位に同点者がでた場合、それらの選手にメダルと賞状が授与されるものとする。
- 2.2 メダルは、少なくとも直径 60 ミリ、厚さ 3 ミリでなければならない。1 位及び 2 位のメダルは銀製で、少なくとも純度 1000 分の 925 であるものでなければならない。また、1 位のメダルは少なくとも 6 グラムの純金で金張り（又はメッキ）が施されていないなければならない。
- 2.3 全てのメダル及び賞状のデザインは、OCOG が IOC 理事会に提出して、事前に文書による承認を得なければならない。
- 2.4 団体競技、及びその他の競技に含まれる団体種目については、そのオリンピック競技大会の開催期間中に少なくとも 1 試合もしくは 1 競技に出場したことのある優勝チームの中の選手が銀台金張りのメダルと賞状、第 2 位のチームの場合は銀メダルと賞状、第 3 位のチームの場合は銅メダルと賞状を受ける資格を持つものとする。これらのチームのその他の選手は賞状だけをうける資格を持つ。4 位、5 位、6 位、7 位及び 8 位のチームのメンバーには、賞状が授与される。

- 2.5 全競技者、全チームの役員その他のチーム関係者、IOC 委員、又もしそのオリンピック競技大会に出席していれば IOC 承 F の IF のキ y び専務理事、NOC の会長及び専務理事、及びオリンピック競技大会において IOC が定めた基準の範囲内で関係 IF によって公式に任命されたジャッジ、審判員、計時係、監督名、線審など……にも記念の賞状と記念メダルが授与されるものとする。
- 2.6 オリンピック冬季競技大会の開催時に授与されるメダルや賞状は、オリンピック競技大会用に使用されたものとは異なっていなければならない。
- 2.7 記念の賞状や記念メダルは、オリンピック競技大会から参加を取り消したり退去したりした選手団のメンバーには授与されない。
- 2.8 オリンピック競技大会においては、上記以外の賞や賞品を与えることができない。
- 2.9 オリンピック競技者が失格した場合、その選手のメダルや賞状は IOC に返還されなければならない。
- 2.10 OCOG は、IOC の利益となるようにこの規則で触れたメダルのデザイナー全てによって著作権の有効な譲渡が確実に行われるよう手配しなければならない。それによって、IOC は、自動的にそれらの著作権の公式に認められた有者になるものと驕 B 該当国の法律で譲渡証書の作成が要求される場合は、OCOG が必要な書類を作成し、これを IOC に提出して署名を求める義務を負う。それによって、IOC は、このような著作権の唯一の所有者となるものとする。
- 2.11 オリンピック競技大会の終了時には、OCOG は、作成された全てのメダルの鋳型、及び余ったメダルや賞状全てを IOC に引き渡さなければならない。OCOG はまた、IOC に対し、作成された全てのメダル及びその試作品のについて、使用内訳を報告しなければならない。

3 記念ピン

メダルを受ける資格をもつ各競技者は、IOC 理事会の決定に従って記念ピンを贈呈されるものとする。

71 入賞者名簿

- 1 IOC は、いかなるものでも、国別の世界ランキング表を作成してはならない。各種目でメダルを獲得した選手及び賞状を授与された選手の名前を掲載した入賞者名簿は、OCOG が作成し、これを IOC に引き渡すものとする。
- 2 各種目でメダルを獲得した競技者の名前は、はっきりと目立つ形で特筆し、メイン・スタジアム内に永久に展示されるものとする。
- 3 どの大会でも、オリンピック競技大会に参加したことのある競技者は、全て IOC から記念ピンを贈呈されるものとする。

72 プロトコール

- 1 オリンピック競技大会の開催期間中は、IOC だけが OCOG の責任下におかれている全ての競技会場で適用することのできるプロトコールを決定する権限を持つものとする。
- 2 オリンピック競技大会開催中の全てのオリンピックの式典においては、IOC の委員及び名誉委員は、会長及び副会長を先頭に、前任順に上席を占め、そのあとに OCOG の委員、各 IF の会長、各 NOC の会長が続く。

73 式典のプログラム

- 1 全ての式典のプログラムの詳細は、オリンピック競技大会の少なくとも 6 ヶ月前までに IOC 理事会に提出し承認を求めなければならない。
- 2 文化プログラムの詳細も、同時に IOC 理事会に伝えられるものとする。

74 仲裁

オリンピック競技大会に際して、また関連して発生するいかなる紛争も、スポーツ関連仲裁規則に従い、スポーツ仲裁裁判所に対してのみ提出されるものとする。